第2期
武雄市子ども・子育て支援事業計画

～すべての子どもを地域で見守る あんしんきち たけお～

令和2年3月

武 雄 市

第２期　武雄市
子ども・子育て支援事業計画

目　次

第１章　計画策定の概要 1
１．計画策定の趣旨 1
２．計画の位置づけ 2
３．計画の対象 3
４．計画の期間 3
５．計画の策定体制と策定の経緯 3

第２章　武雄市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題 4
１．人口・世帯・人口動態等 4
２．女性の就業状況 7
３．教育・保育施設の状況 8
４．地域子ども・子育て支援事業の状況 13
５．ニーズ調査の結果 17
６．第１期計画の進捗評価 24

第３章　計画の基本的な考え方 25
１．基本理念 25
２．基本的視点 25
３．計画の基本目標 26
４．施策の体系 27

第４章　目標実現のための施策の展開 28
基本目標１　すべての子育て世代への多様な支援の充実 28
基本目標２　特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実 30
基本目標３　すこやかに生み育てることができる環境づくり 31
基本目標４　子どもの健全な育成を図る教育環境の整備 31
基本目標５　安全で安心して子育てができる地域づくり 32

第５章　事業計画 34
１．子ども・子育て支援制度の概要 34
２．将来フレーム（将来の子ども人口） 39
３．教育・保育提供区域 40
４．教育・保育の量の見込みと確保の内容 40
５．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 42
６．幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保 51
７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 51

第６章　計画の推進体制 52
１．関係機関等との連携 52
２．計画の達成状況の点検・評価 52

資料編 53
１．地区別の子ども人口 53
２．計画の全体像 59
３．武雄市子ども・子育て会議設置要綱 60
４．武雄市子ども・子育て会議委員 62
５．計画の策定の経緯 63

第１章　計画策定の概要

１．計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下で、国では、平成 24 年８月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法[1]が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年４月から開始されました。加えて、平成 26 年４月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が 10 年間延長され、地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取組及び行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

これらの法に基づき、平成 27 年３月に子育て支援策を総合的に推進する「武雄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し計画的に事業を進めてきました。また、平成 29 年度には、本計画期間の中間年度を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

さらに、国においては、平成 29 年６月には自治体を支援し、２年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成 30 年９月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小１の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン[2]」が策定され、すべての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるのが狙いの幼児教育の無償化が、令和元年 10 月から始まりました。

「第２期武雄市子ども・子育て支援事業計画」は、第１期計画の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、国の法や方針に基づいて策定したものです。

---

[1] ①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備などに関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

[2] 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小１の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成 26 年７月に策定した「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、平成 30 年これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、2019 年度から向こう５年間を対象とする計画のこと。児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童をいう。）の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容としている。

２．計画の位置づけ

（１）法的位置づけ

「第２期武雄市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）

第八条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身のすこやかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

（２）武雄市計画体系等における位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「第２期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に則し、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画と整合を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともにすこやかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。

３．計画の対象

本計画は、武雄市に居住するすべての子ども（０歳から概ね 18 歳）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

４．計画の期間

本計画は、令和２年度から６年度までの５年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	令和２（2020）	令和３（2021）	令和４（2022）	令和５（2023）	令和６（2024）	令和７～
本計画	→	→	→	→	→	
次期計画					●見直し及び策定	→

５．計画の策定体制と策定の経緯

（１）武雄市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、市民、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、事業者の代表者からなる「武雄市子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

（２）計画策定に伴う基礎調査

計画策定に伴う基礎資料とするため、アンケート調査によって得られた市民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

（３）パブリックコメント[3]の実施

市民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

[3] 行政の基本的な事項を定める計画、方針等の立案段階において、趣旨、内容等を住民に公表し、多様な意見を幅広く募集する手続のこと。

第２章　武雄市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

１．人口・世帯・人口動態等

総人口、年少人口、生産年齢人口がそれぞれ減少し、少子･高齢化が進行

（１）総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成27年の50,022人から、平成31年には48,927人と、5年間で1,095人減少しています。

また、65歳以上の高齢化率が平成31年には30.4%と、平成27年と比較して2.7ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。

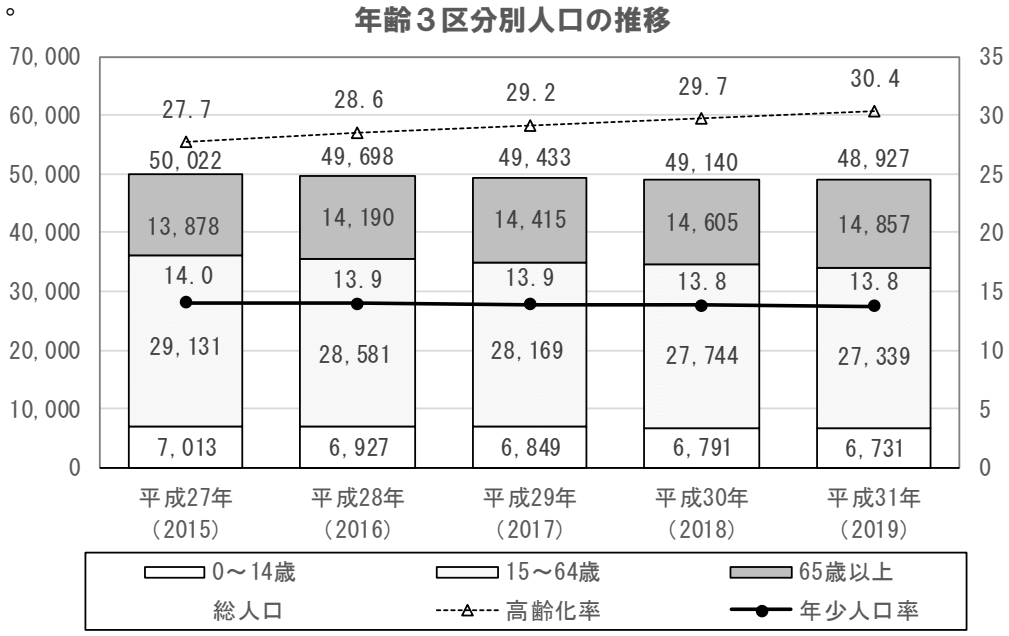

※住民基本台帳（各年４月１日時点）、総人口には年齢不詳を含む

（２）子ども人口の推移

18 歳未満の子どもの人口は、概ねどの年齢層も減少傾向で推移しています。

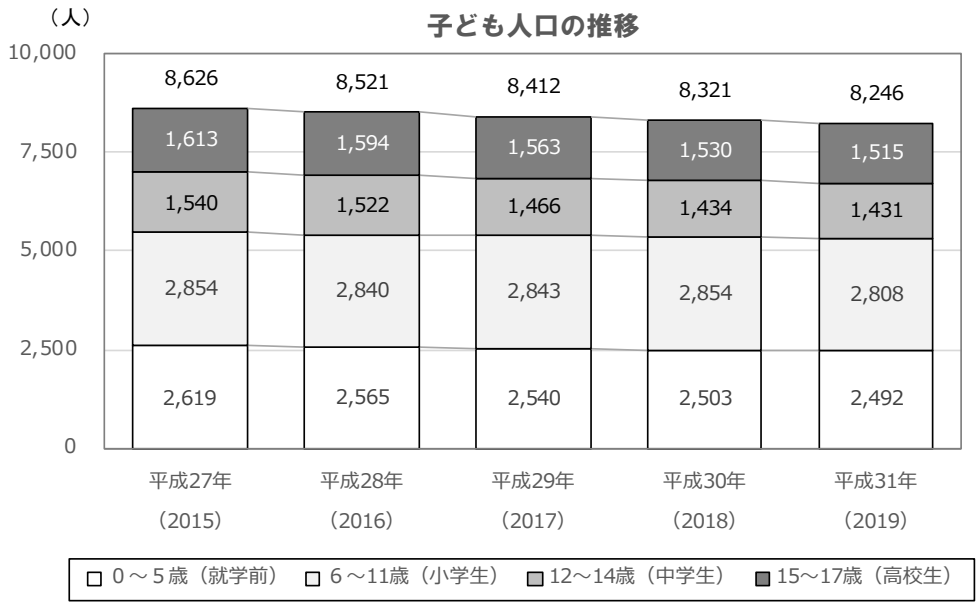

※住民基本台帳（各年４月１日時点）

子どものいる世帯の割合は高く、6歳未満の子どものいる世帯の6割が核家族

（３）世帯構造

平成27年国勢調査から本市の世帯の状況をみると、６歳未満の子どもがいる一般世帯は10.6%、６歳未満はいないが18歳未満の子どものいる一般世帯は15.8%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は26.4%となり、全国水準や佐賀県水準を上回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・佐賀県の水準より高いことがわかります。

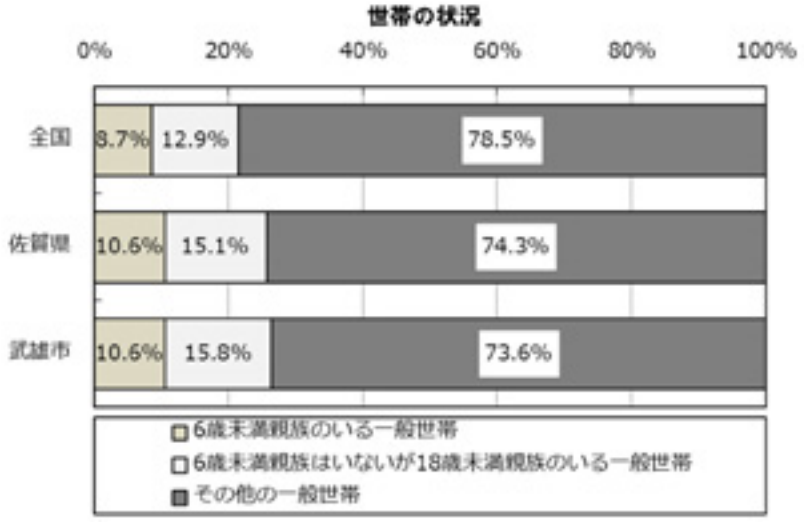

※国勢調査（平成27年）

６歳未満の子ども（2,488人）のいる世帯は1,797世帯であり、うち56.8%が核家族となっています。

６歳未満の暮らす世帯構造

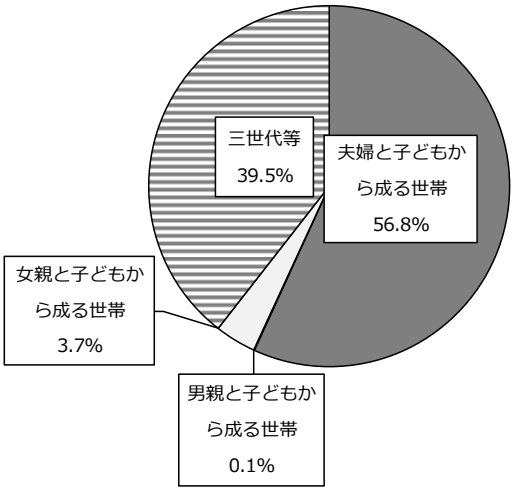

	世帯数（世帯）	世帯人員（人）	6歳未満人員（人）
一般世帯	16,878	47,543	2,488
6歳未満がいる世帯	1,797	8,759	2,488
核家族	1,088	4,355	1,524
夫婦と子どもから成る世帯	1,021	4,150	1,445
男親と子どもから成る世帯	1	3	1
女親と子どもから成る世帯	66	202	78
三世代等	709	4,404	964

※国勢調査（平成27年）

合計特殊出生率は、全国に比べて高く推移し、平成29年には佐賀県を上回る

（４）出生の動向

合計特殊出生率[4]の推移をみると、平成25年以降は一貫して全国値を上回り、増加を続けています。また、佐賀県より低い水準で推移していましたが、平成29年に佐賀県を上回っています。

出生数については、毎年400人程度で推移しています。

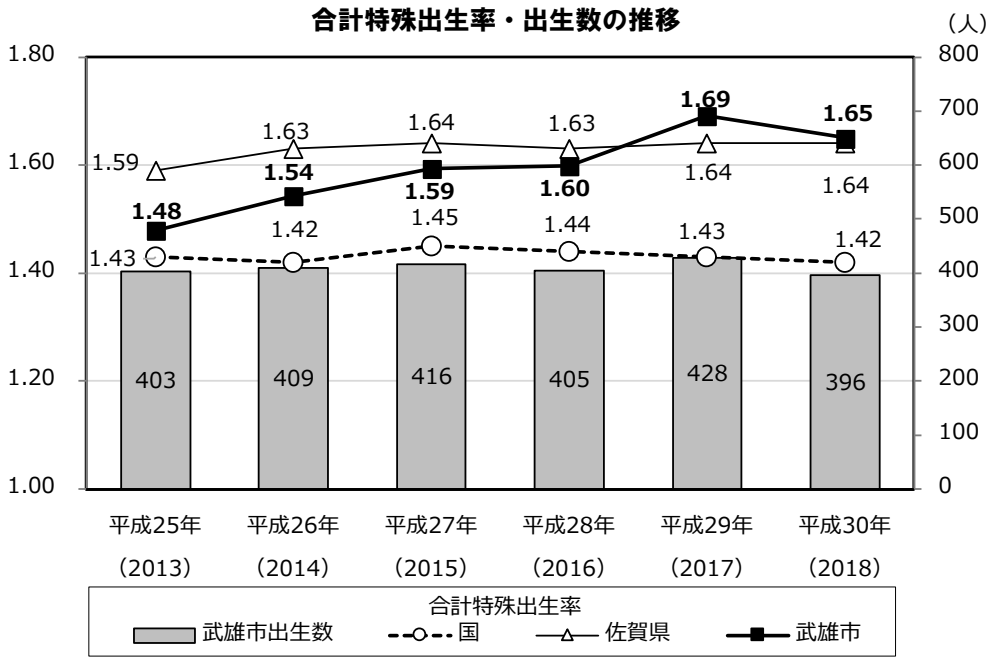

※合計特殊出生率（国、佐賀県：人口動態統計）、武雄市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

[4] 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

２．女性の就業状況

女性の就業率は全国及び佐賀県の水準を上回り、M字カーブは緩やかになっている

平成27年の女性の年齢５歳階級別の就業率を65～69歳までみると、15～16歳を除く各年齢階級で全国及び佐賀県を上回っています。

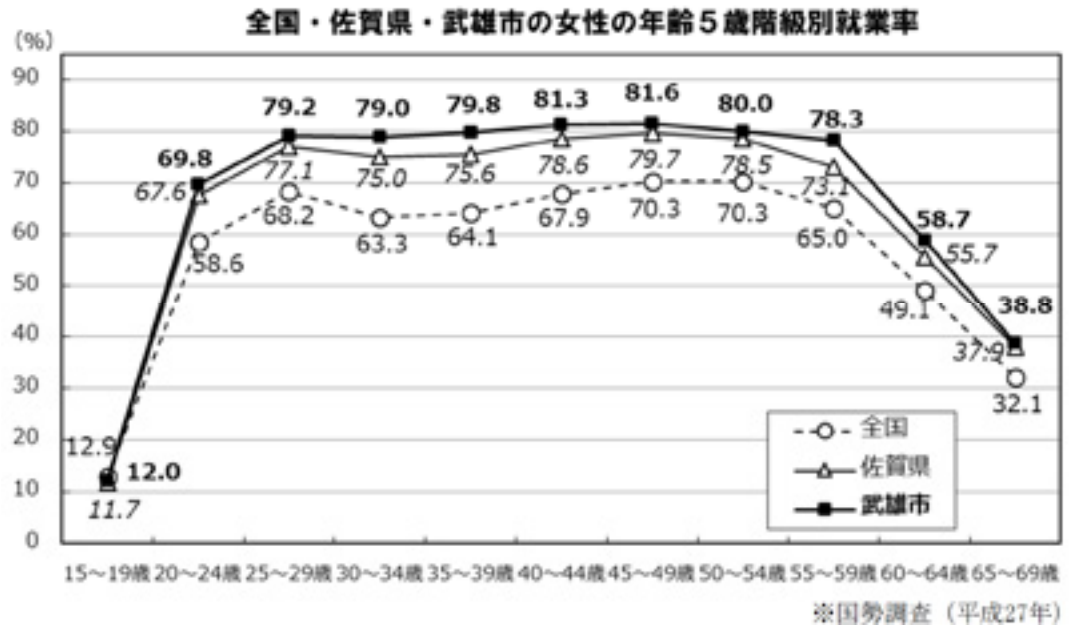

※国勢調査（平成27年）

また、武雄市の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、５年間で25歳から79歳までの各年齢階級で就業率が増加しています。とりわけ30～34歳の就業率が、71.1%から79.0%と7.9ポイント増加しており、M字カーブが緩やかな台形になっています。

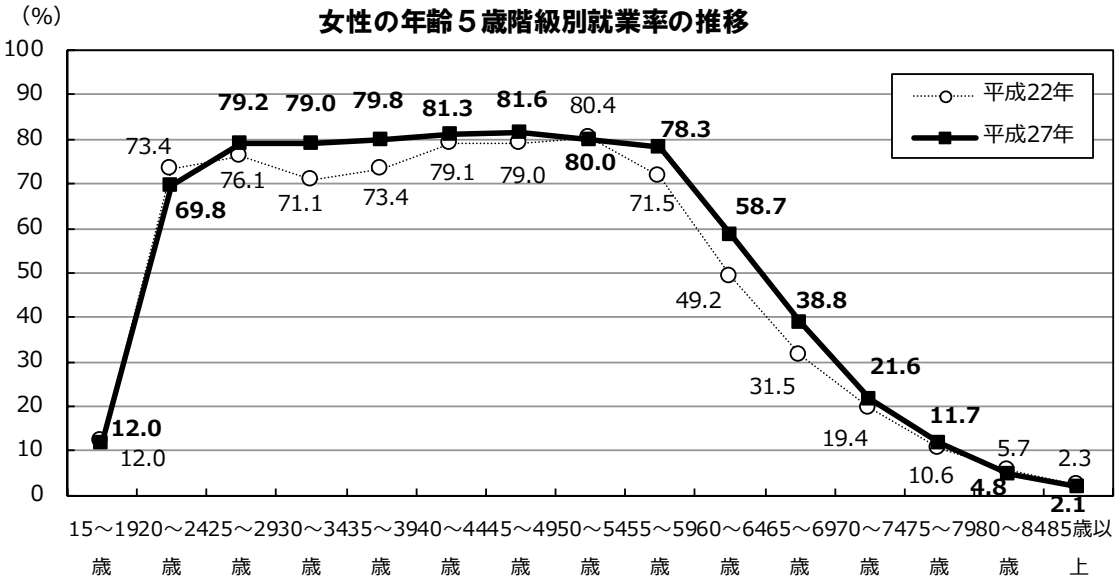

※国勢調査（平成22・27年）

３．教育・保育施設の状況

（１）保育所の利用状況

平成 31 年現在、市内には認可保育所が４園、地域型保育が１園あります。

認可保育所の利用児童数は、認定こども園への移行が進んでいることで年々減少傾向となっており、平成 27 年は 1,402 人だったものが、平成 31 年には 410 人となっています。

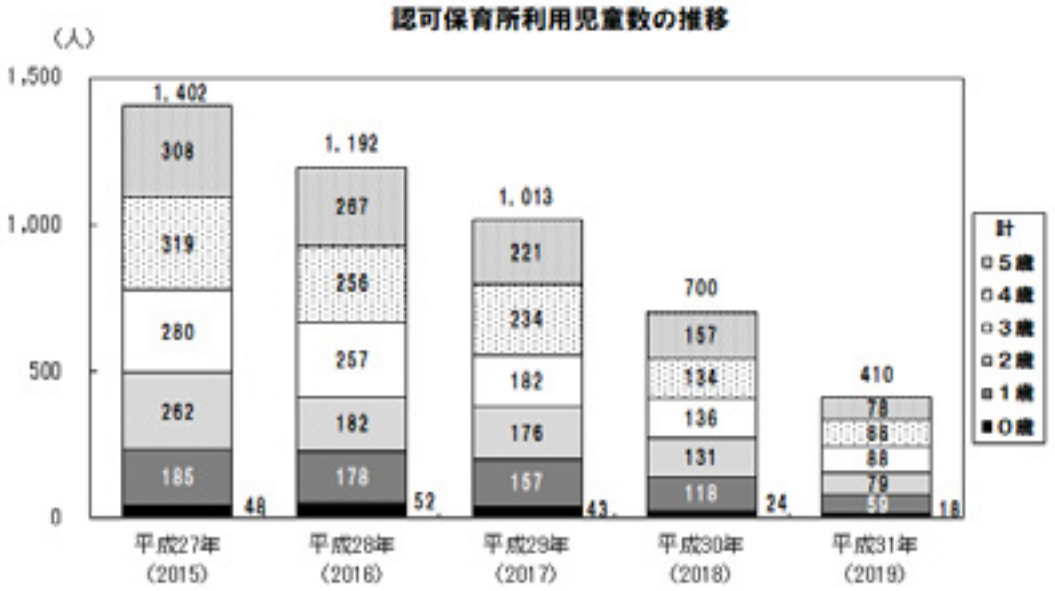

※各年４月１日

		平成27年（2015）	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	平成31年（2019）
保育所利用児童数（人）	0歳	48	52	43	24	18
	1歳	185	178	157	118	59
	2歳	262	182	176	131	79
	3歳	280	257	182	136	88
	4歳	319	256	234	134	88
	5歳	308	267	221	157	78
	計	1,402	1,192	1,013	700	410

認可保育所：光の園保育園、小鳩の家保育園、花島保育園、立野川内保育園
地域型保育：よつば保育園

認可外保育所の利用児童数は、年々減少傾向となっており、平成 31 年現在 62 人となっています。

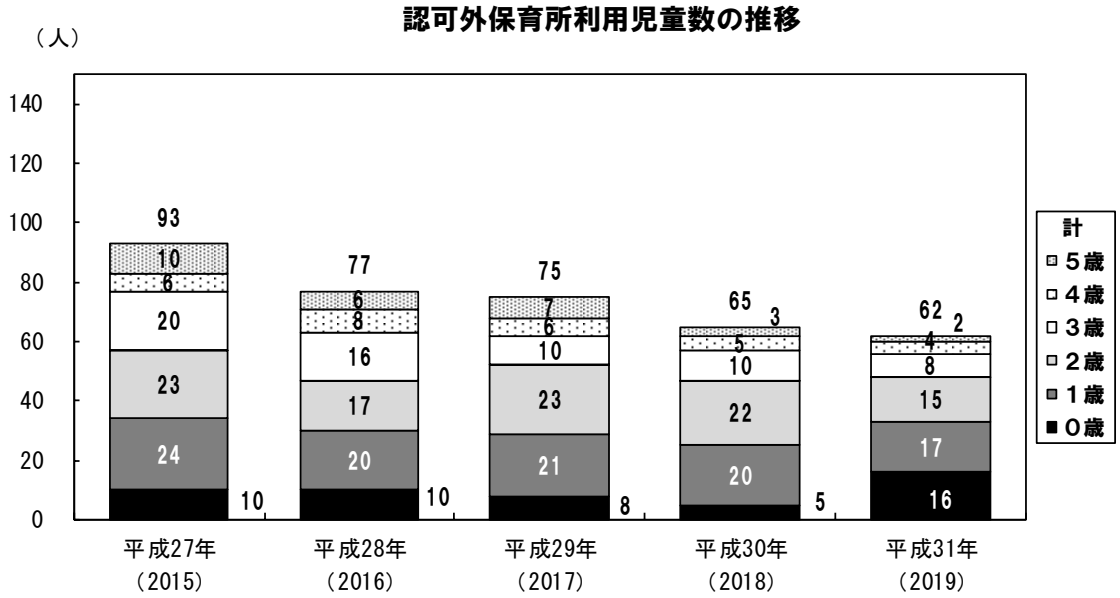

※各年４月１日

		平成27年（2015）	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	平成31年（2019）
認可外保育所利用児童数（人）	0歳	10	10	8	5	16
	1歳	24	20	21	20	17
	2歳	23	17	23	22	15
	3歳	20	16	10	10	8
	4歳	6	8	6	5	4
	5歳	10	6	7	3	2
	計	93	77	75	65	62

認可外保育所：かみにしやま、キッズハウス、医療法人整肢会託児所つくしんぼ、
ヤクルト山内センター、ヤクルト武雄センター、医療法人竜門堂託児所

（２）幼稚園の状況

令和元年現在、市内には、新制度移行の幼稚園が２園あります。

平成 29 年以降は、認定こども園に移行が進み、施設数も在園者数は減少傾向となっており、令和元年は、入園児童数は 54 人となっています。

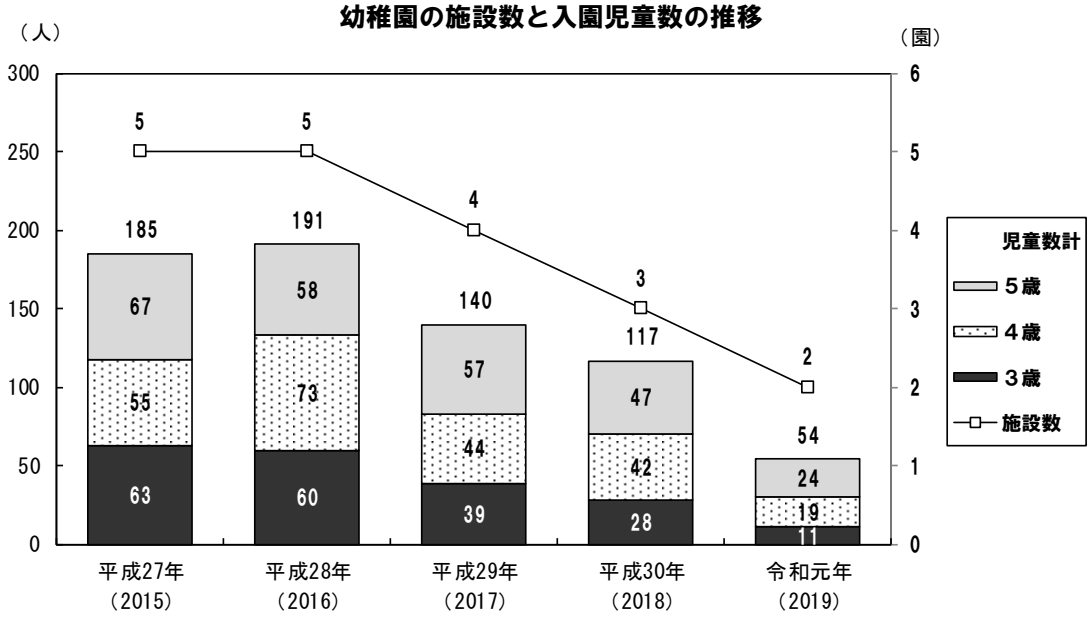

※各年５月１日

		平成27年（2015）	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	令和元年（2019）
施設数		5	5	4	3	2
クラス数		14	14	11	9	6
在園児数（人）	３歳	63	60	39	28	11
	４歳	55	73	44	42	19
	５歳	67	58	57	47	24
	計	185	191	140	117	54

※各年５月１日

幼稚園：武雄カトリック幼稚園、たちばな幼稚園

（３）認定こども園[5]の状況

平成 31 年現在、市内には、認定こども園が 12 園あります。

施設数とともに利用児童数も増加傾向となっており、平成 31 年は、利用児童数は 1,343 人で、認定区分別にみると、１号認定は 238 人、２号認定は 667 人、３号認定は 438 人となっています。

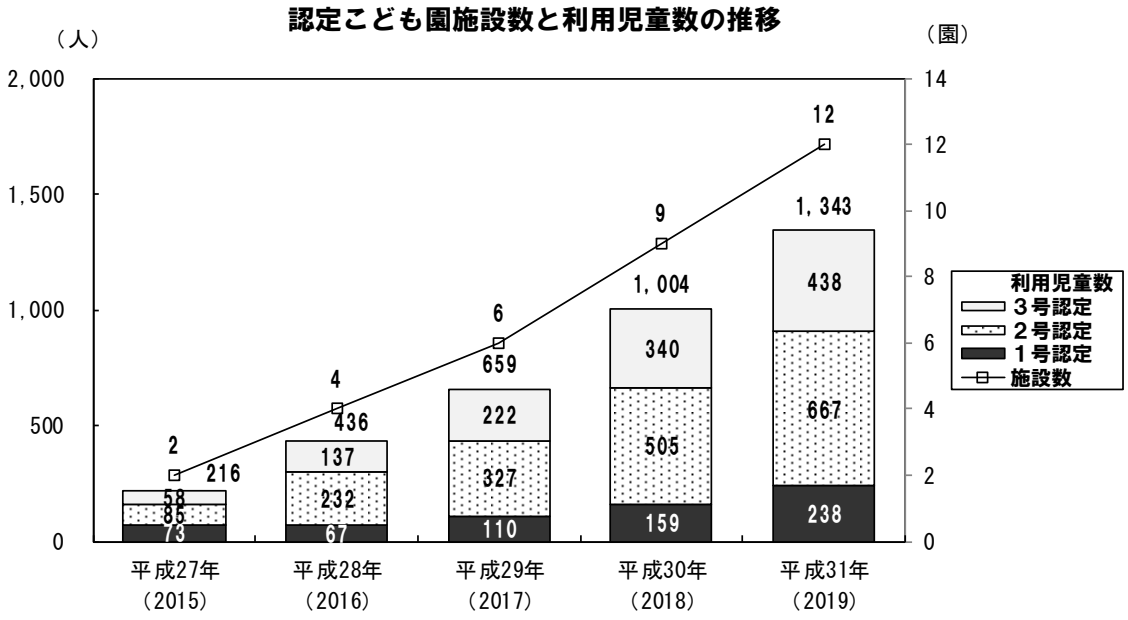

※各年４月１日

			平成27年（2015）	平成28年（2016）	平成29年（2017）	平成30年（2018）	平成31年（2019）
施設数（か所）			2	4	6	9	12
利用者数（人）	1号	3歳	24	11	35	59	81
		4歳	21	32	30	55	81
		5歳	28	24	45	45	76
		計	73	67	110	159	238
	2・3号	0歳	7	15	19	41	49
		1歳	22	51	88	128	176
		2歳	29	71	115	171	213
		3歳	27	74	106	166	223
		4歳	25	76	109	166	225
		5歳	33	82	112	173	219
		計	143	369	549	845	1,105

※各年４月１日

認定こども園：遊学舎　武雄こども園(幼保連携型)、のぞみ幼稚園(幼保連携型)、
ひまわり保育園(保育所型)、あさひこども園(幼保連携型)、
大楠の里こども園(幼保連携型)、武内保育園(保育所型)、
かわのぼり保育園(保育所型)、武雄くらら園(幼保連携型)、
遊学舎　芳華こども園(幼保連携型)、三間坂幼稚園・保育園(幼稚園型)、
大崎こども園(幼保連携型)、志久慈音こども園(幼保連携型)

[5] 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

（４）小学校の状況

市内の 11 小学校の児童数は横ばいとなっており、令和元年５月１日で 2,789 人、学級数は 107 学級となっています。その内 32 学級は特別支援学級[6]です。

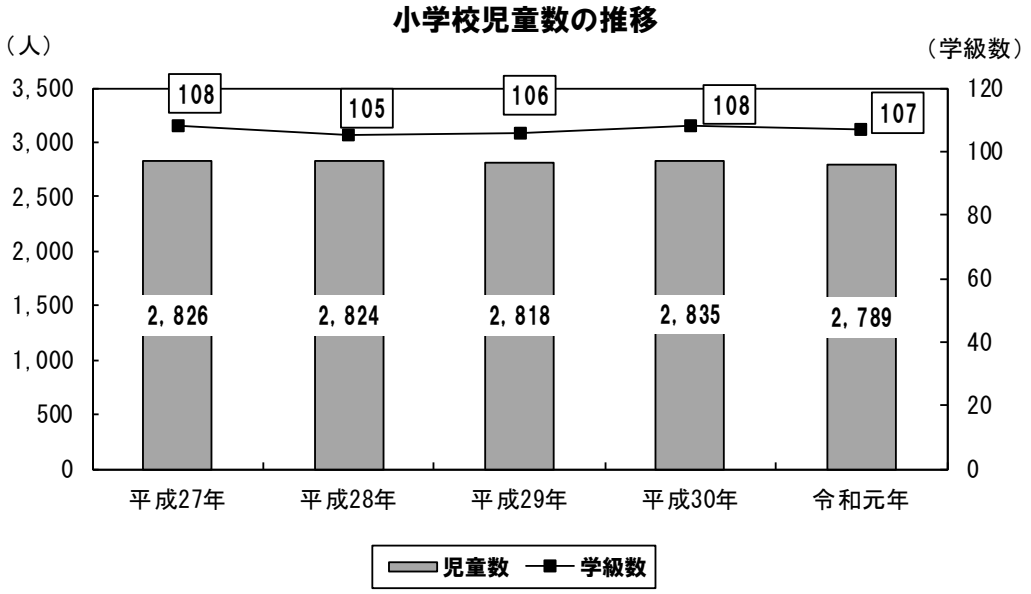

※各年５月１日

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数		11	11	11	11	11
学級数		108	105	106	108	107
特別支援学級		23	26	27	31	32
児童数（人）	1年	470	466	448	470	440
	2年	484	474	466	448	473
	3年	479	485	475	467	453
	4年	454	491	486	476	464
	5年	449	454	490	486	473
	6年	490	454	453	488	486
	計	2,826	2,824	2,818	2,835	2,789

※各年５月１日

[6] 教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために少人数できめ細かな教育を行うクラスのこと。

４．地域子ども・子育て支援事業の状況

（１）利用者支援事業

子どもや保護者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行っています。

平成 29 年度から、武雄市子育て総合支援センターで母子保健型を開始し、妊婦からの継続的な支援の充実を図っています。

さらに、平成 30 年 10 月から、市役所健康課において利用者支援事業（母子保健型）を開始し、２つの母子保健型は、「子育て世代包括支援センター」機能を持っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施か所数（か所）	1	1	1	2
概要	武雄市子育て総合支援センター（基本型）	武雄市子育て総合支援センター（基本型）	武雄市子育て総合支援センター（基本型と母子保健型）	武雄市子育て総合支援センター（基本型と母子保健型） 市役所健康課（母子保健型）

（２）地域子育て支援拠点事業

武雄市子育て総合支援センターを拠点として、①子育て親子の学びあう交流、②子育て等に関する相談の実施、③地域の子育て関連の情報提供、④子育て及び子育て支援に関する研修事業に取り組んでいます。

ひろば等での親子の交流、情報提供、相談・助言などを実施しています。また、保護者への講演会、子育て支援者（子育てサポーター、ファミリーサポーター、だっこボランティア、放課後児童クラブ支援員等）への研修会を実施し、支援者の養成や再研修を行い、地域の子育て支援体制づくりを行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
センター事業参加者数（人日／月）	1,626	1,759	1,705	1,754
うち０～２歳児（人日／月）	1,300	1,309	1,123	1,403

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦健康診査の受診費用の負担軽減として、受診券 14 枚を交付しています。

経済的な理由で定期的に妊婦健診を受けることができない妊婦を無くすことができるとともに、また、定期的な健診により、異常の早期発見・早期治療をすることで、安全な出産・健康な児の誕生につながります。さらに、妊婦が妊娠期を安心して過ごすことにより、その後の子育ての安心感にもつながります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊娠届出数（人）	409	406	421	393
延べ受診者数（人）	5,133	4,906	5,024	4,900

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、保健師が家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供を行います。支援が必要な家庭には、適切な助言を行い、必要なサービスの提供につなげています。

家庭訪問することで、親と子（対象者）にゆっくり対応することができ、各ケースの子育て環境や課題の把握につながっています。また、継続的な支援が必要な家庭には、必要に応じて保健師だけではなく、家庭児童相談員と協力して対応することができています。あわせて育てにくさのある児への相談につながるなどの効果もみられています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数（件）	408	395	424	404

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断する家庭に対し、保健師、家庭児童相談員、母子父子自立支援員がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。リスクのある対象者に継続的にかかわることで、必要な時期に必要な支援につなげています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問実人数（人）	23	212	256	170

（６）子育て短期支援事業

保護者が病気やその他の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設（嬉野市済昭園、佐賀市みどり園）に委託し、養育・保護を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用児童数（件）	0	0	0	0

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

２か月から小学生を持つ保護者を利用会員とし、子どもの預かり等援助を行う協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

平成 28 年度より、ひとり親家庭等への支援として、利用料の負担軽減を図っています。

また、令和元年度より、利用料の負担軽減を非課税世帯、ダブルケア負担のある世帯へと拡充しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用件数（件）	407	368	284	173

（８）一時預かり事業

認定こども園、幼稚園、保育所において、保護者の急病や育児疲れ等に対し、一時的な保育を実施しています。

幼稚園では通常の利用時間以外に、保護者の就労で預かり保育が必要な子どもについて一時預かり事業を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園の預かり保育 延べ利用者数（人）	6,389	4,160	8,136	19,035
幼稚園の預かり保育以外 延べ利用者数（人）	1,076	2,047	2,070	2,094

（９）延長保育事業

就労形態の多様化に伴い、認定こども園や保育所において開所時間（11 時間）の前後の時間に 30 分または１時間の延長保育を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実利用者数（人）	575	518	627	494

（10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。

嬉野市（樋口医院）と江北町（古賀小児科内科）に事業を委託してきましたが、平成 30 年４月に病児・病後児保育施設を市内に開設し、利用者が増加しました。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
述べ利用者数（人）		28	22	48	245
	嬉野市	6	4	10	8
	江北町	22	18	33	30
	武雄市				207

（11）放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労や疾病等の理由で昼間不在である家庭の児童に対し、放課後に学校の空き教室などを利用し、生活の場、適切な遊びの場を提供しています。

平成 27 年４月より対象を小学校３年生から６年生までに拡大しています。

登録者数は、平成 31 年現在 875 人となっています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１日平均利用者数（人）		450	489	509	494
	低学年	390	404	398	395
	高学年	60	85	111	99

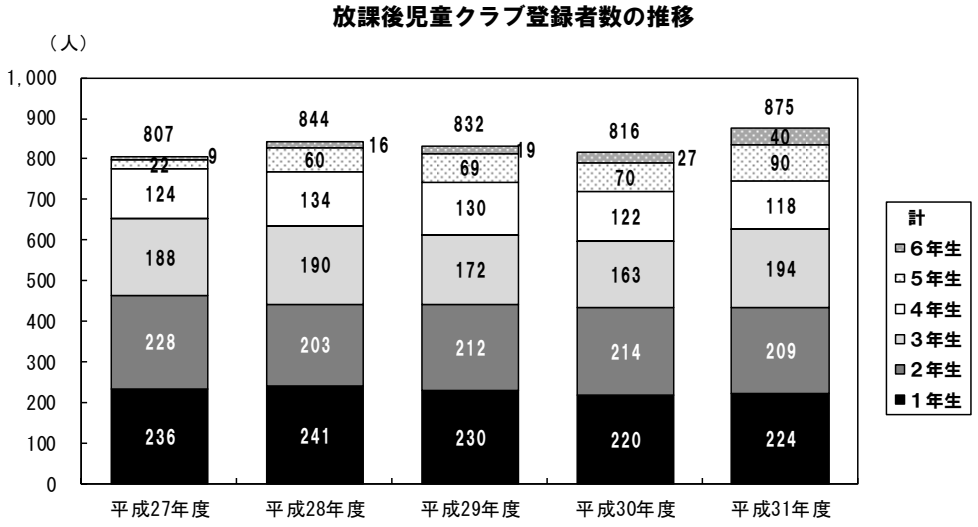

※各年４月１日

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

平成 28 年度より生活保護世帯を対象に認定こども園、幼稚園、保育所などが保護者から徴収する日用品、文房具などの実費徴収の一部を補助しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施人数（人）	0	1	4

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、私学助成（特別支援教育）や障がい児保育事業の対象とならない場合に、職員の加配に必要な補助をします。平成 28 年度より事業実施しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施人数（人）	0	0	0

５．ニーズ調査の結果

（１）調査の概要

本調査は、令和２年度から令和６年度を計画期間とする「第２期武雄市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～５歳）の保護者	平成30年 11月22日～12月５日	園及び郵送による配布・回収
小学生アンケート	市内の就学児童（小学１～４年生）の保護者	平成30年 11月22日～12月５日	学校配布・回収

※調査基準日：平成30年11月１日

②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,840票	1,001票	54.4%
	【参考】前回	2,096票	944票	45.0%
小学生アンケート	今回	1,000票	651票	65.1%
	【参考】前回	457票	376票	82.3%

※前回の就学前児童アンケート調査は、郵送による配布・回収。小学生アンケート調査は対象が放課後児童クラブ利用者で、支援員による配布・回収

③回答者の子どもの年齢・学年構成

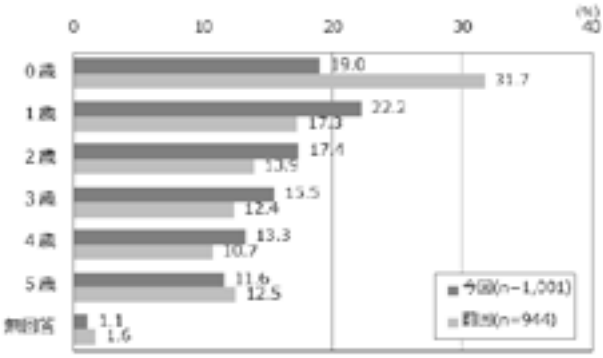

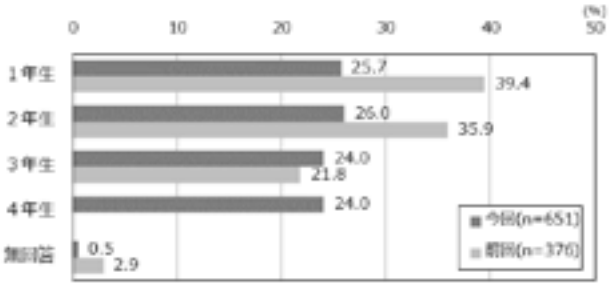

（２）調査の結果からみる特徴と課題

課題１　子育て世帯の悩みの解消に向けて

★子どもに関する悩みのトップについて、就学前児童は「経済的な不安・負担」で前回調査と同様で、小学生は「勉強や進学のこと」。保護者に関する悩みのトップについて、就学前児童は「自分の時間がもてない」で前回調査と同様で、小学生は「子どもとの時間を十分もてない」。就学前児童では「子どもとの接し方・意思疎通」が前回調査より7.2ポイント増加⇒悩みの軽減・解消につながるような相談対応、情報提供、保護者同士の交流などの充実が求められる

［就学前児童保護者］

［小学生保護者］

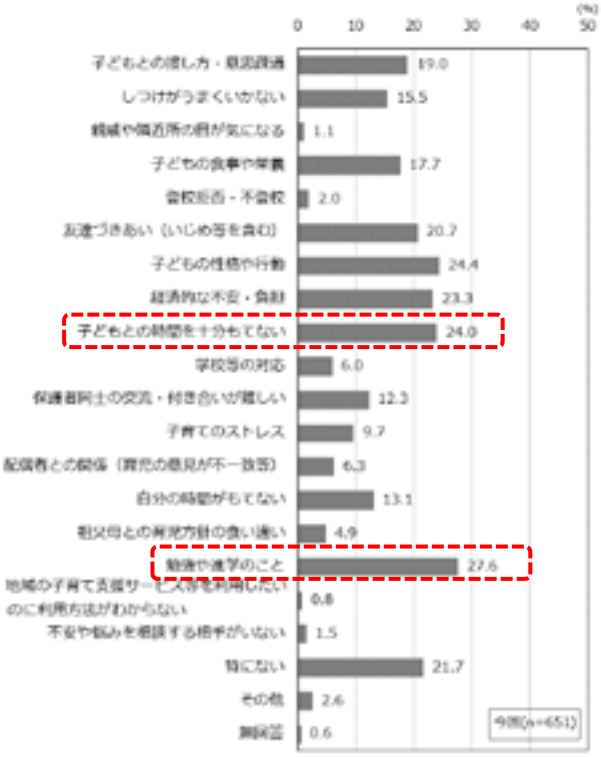

★就学前児童の相談相手・相談場所は、「配偶者」「父母（子どもの祖父母）」「知人・友人」がトップ３で前回調査と同様で、小学生もトップ３は同様⇒悩みの内容に応じた相談機関の充実

［就学前児童保護者］

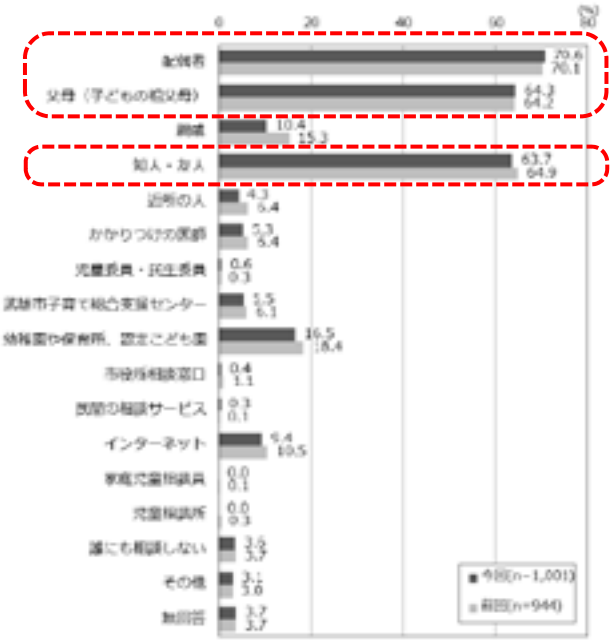

［小学生保護者］

★就学前児童も小学生も情報の入手先は「知人・友人・近所の人」がトップ。就学前児童は「インターネット」が前回調査より9.3ポイント増加⇒インターネット等電子媒体の有効活用

［就学前児童保護者］

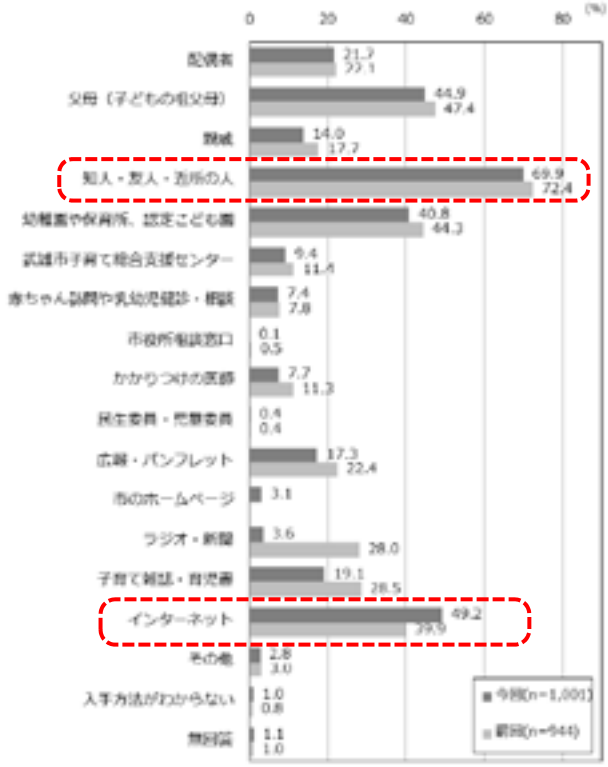

［小学生保護者］

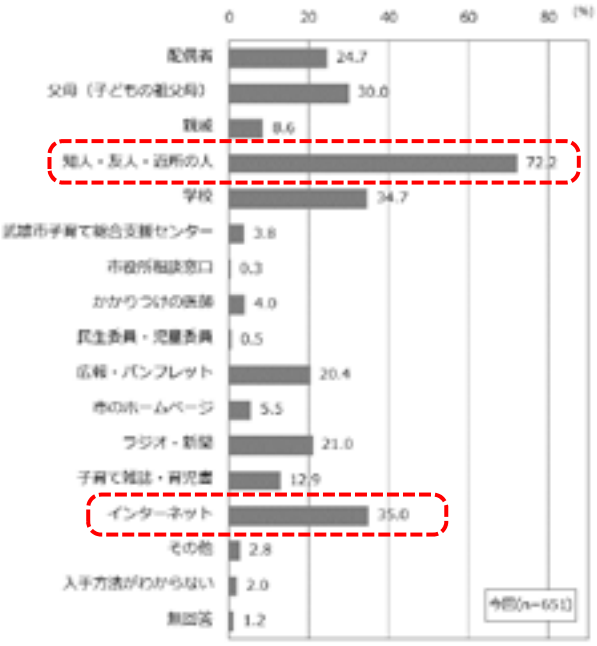

※就学前児童の前回は「市のホームページ」がない。
「ラジオ・新聞」は前回が「テレビ・ラジオ・新聞」

課題２　子育てと仕事の両立に向けて

★就学前児童の母親の就労率は現在の80.8%が１年後には86.6%に、小学生は現在の87.0%が89.9%に⇒武雄市の高い女性の就労率に対応した子育てと仕事の両立支援の充実が求められる

［就学前児童保護者／母親］

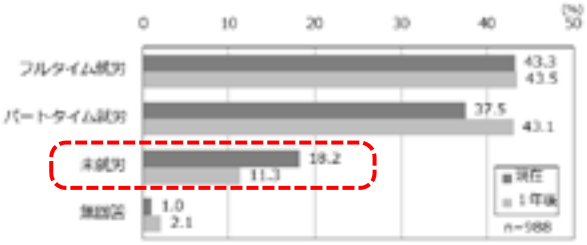

［小学生保護者／母親］

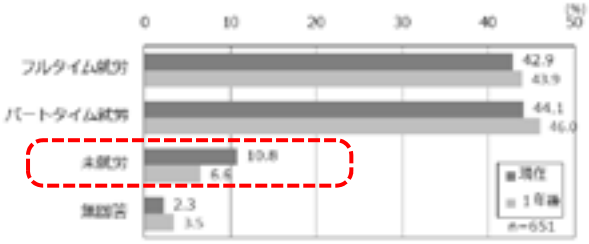

★就学前児童の母親の育児休業の取得率は49.4%で、前回調査より11.1ポイント増加。父親の取得率は1.4%で、前回調査より0.1ポイント増加⇒父親の育児休業取得に向けて企業等と一体となった取組の推進が求められる

［就学前児童保護者／母親］

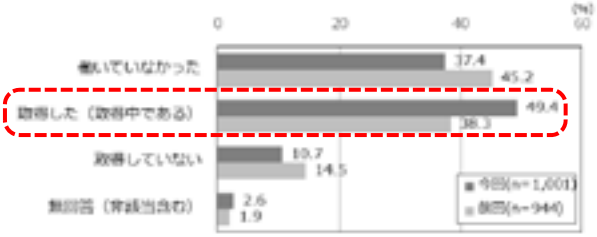

［就学前児童保護者／父親］

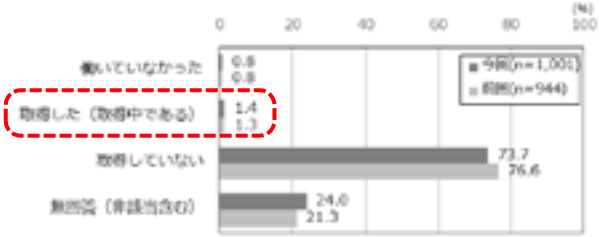

★利用している教育・保育事業では、「認定こども園」がトップ、次いで「認可保育所」で、「認定こども園」は前回調査よりおよそ８倍に。今後利用したい教育・保育事業では、「認定こども園」が68.1%と高い⇒多様なニーズに対応した教育・保育事業の充実が求められる

［就学前児童保護者］

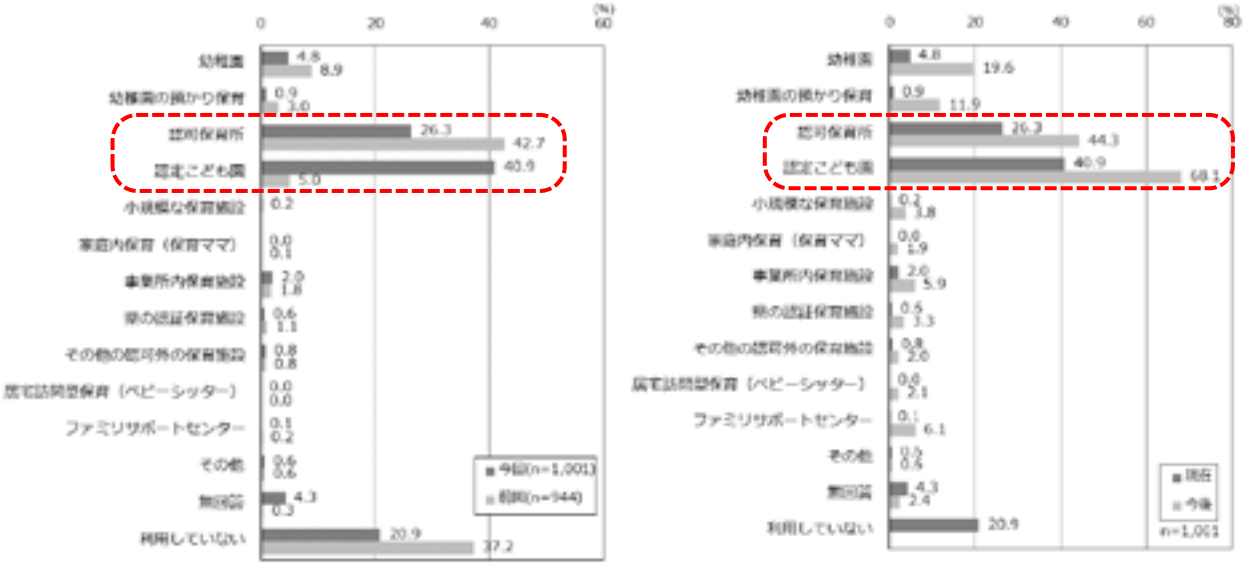

※前回の集計に合わせて回収数全体を 100%にして
集計しなおして図化

★就学後の放課後の居場所で「放課後児童クラブ」の希望は、低学年時が 62.1%、高学年時が 49.1%で、どちらも前回調査より増加⇒母親の高い就労率に対応した子どもが安全で快適に過ごせる居場所の充実が求められる

［5 歳児の就学前児童保護者／低学年時の希望］

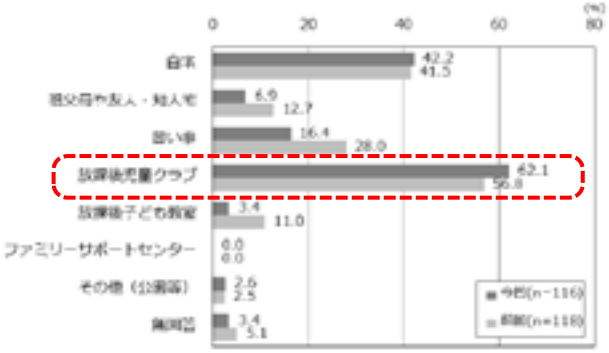

［5 歳児の就学前児童保護者／高学年時の希望］

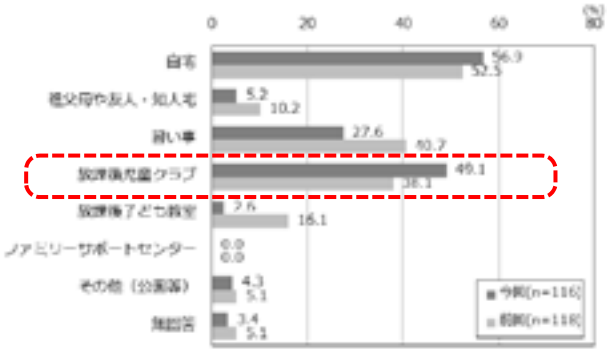

★小学生の放課後児童クラブの平日の利用率は、調査回答者全体の38.4%、土曜日が12.8%、長期休業期間が36.3%。今後の利用希望率は、いずれの日も現況より高い⇒子ども本人のニーズも含め、柔軟な運営、支援員の確保等多様な側面からの検討が求められる

［小学生保護者］

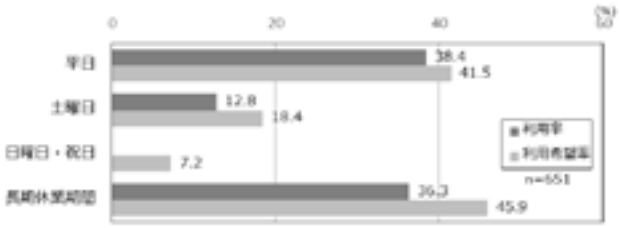

課題３　子育てを支える地域力の向上に向けて

★子育てを主に行っている方は、就学前児童、小学生ともに「父母ともに」が最も高く、小学生ではおよそ６割と高い⇒さらなる「父親」の育児参加の促進が求められる

［就学前児童保護者］

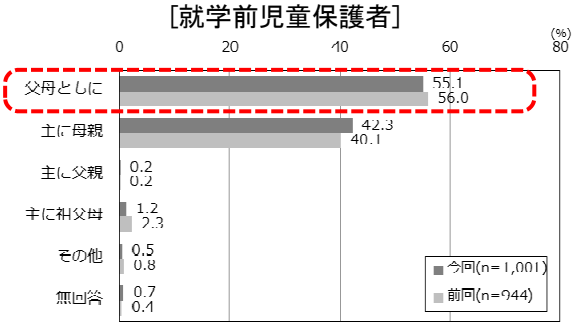

［小学生保護者］

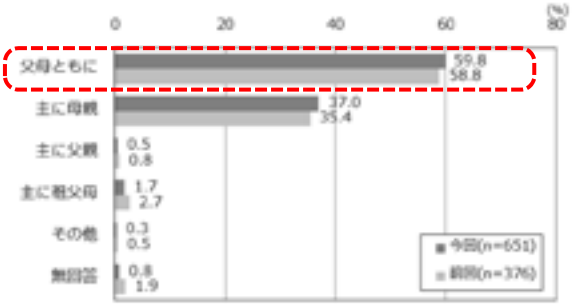

★近所付き合いは、就学前児童より小学生のほうが「親しい」や「付き合いがありやや親しい」が増加し、一方、「付き合いはほとんどなく、あいさつをする程度」や「付き合いはまったくない」が低下する⇒乳幼など低年齢児のみの世帯の地域での孤立防止が求められる

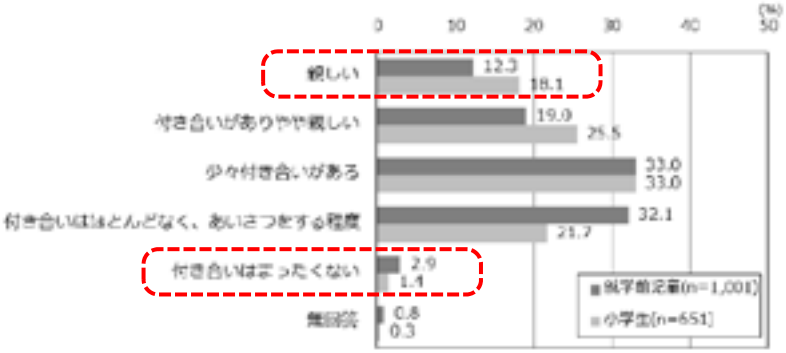

★居住地域の子育てしやすさについて、肯定的な評価は就学前児童が76.4%で前回調査より8.8ポイント増加し、小学生が81.1%で前回調査より9.3ポイント増加⇒今後もニーズを踏まえた取組や支援を行うとともに、地域住民と一体となった子育てしやすいまちづくりを進めることが求められる

［就学前児童保護者］

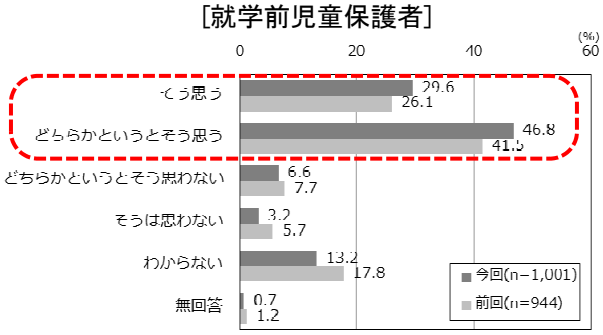

［小学生保護者］

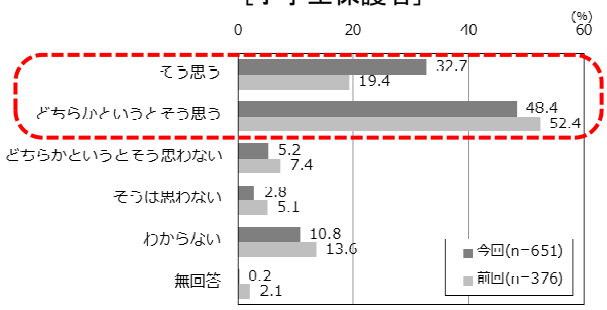

★地域の人に望む子育て支援は、就学前児童も小学生も「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」や「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が高い⇒子どもの安全のための見守り等、地域でできることを検討し実行する地域福祉の推進が求められる

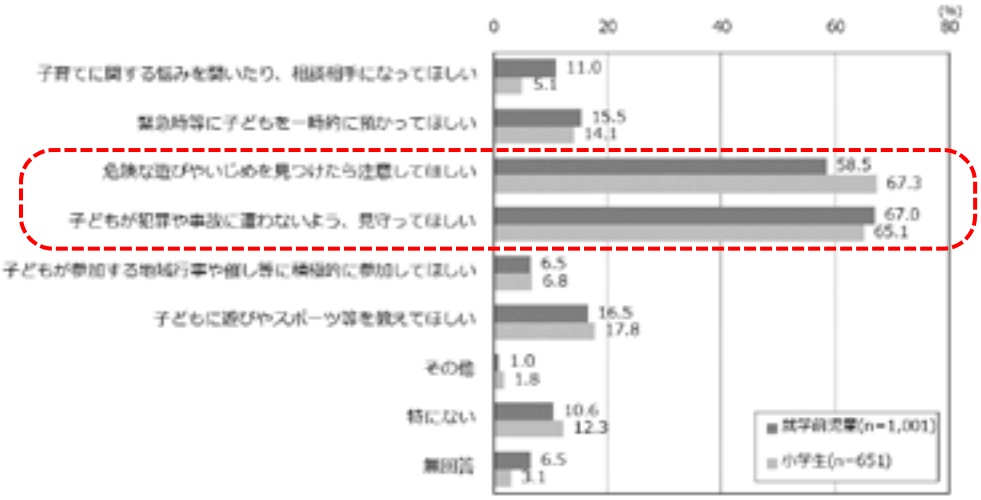

課題４　子育てしやすいまちづくりに向けて

★子育てしやすいまちになるために重要なことは、就学前児童も小学生も「保育料や教育費の負担軽減」と「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が高い⇒国の制度を踏まえた経済的負担の軽減の推進、安全な遊び場の確保の充実等が求められる

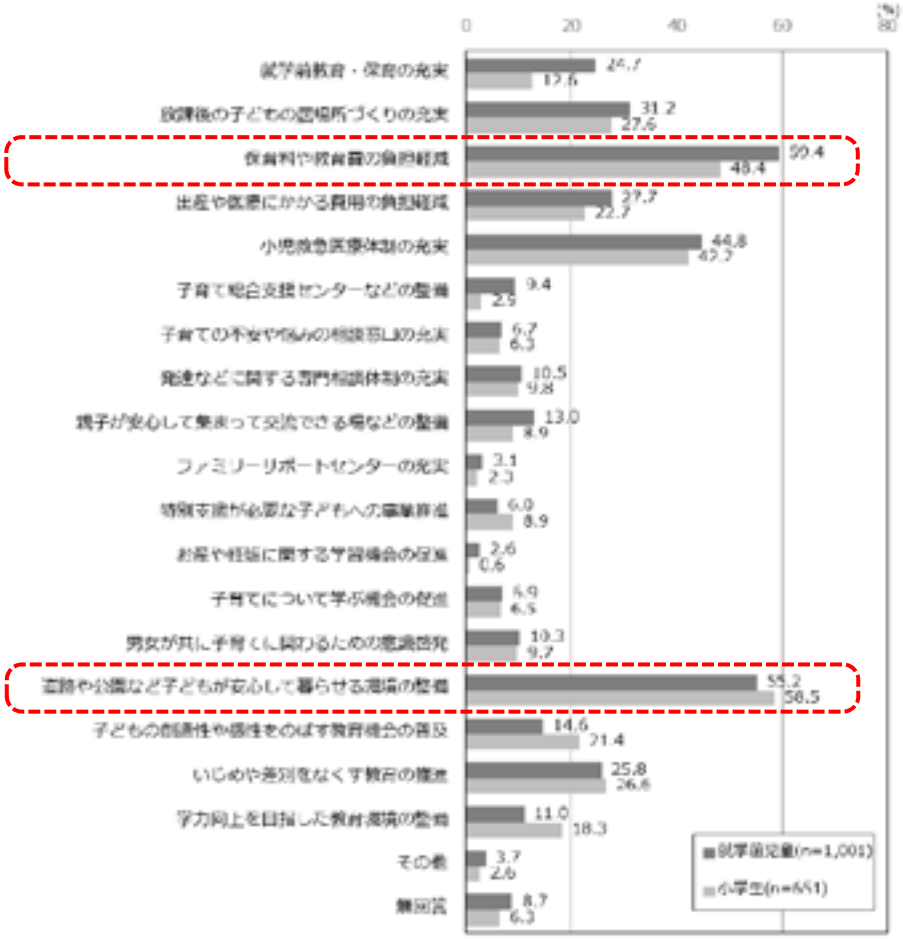

★武雄市の子育て支援に関する意見や感想の自由記述からは、就学前児童も小学生も「子育て環境の整備（交通、住まい、遊び場、公園、図書館など）」に関する意見が多い

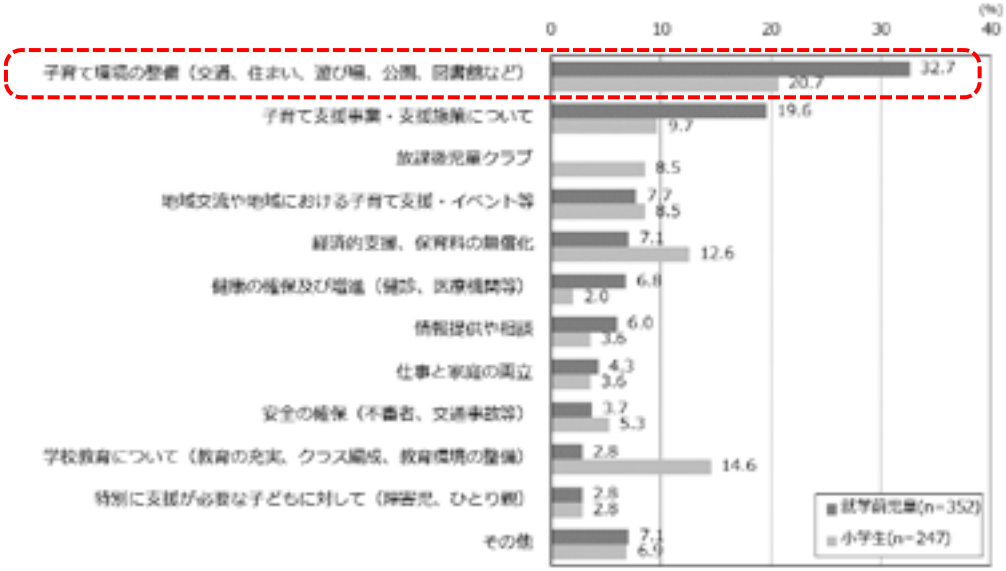

６．第１期計画の進捗評価

武雄市では、平成 27 年度から令和元年度までの５年間の「武雄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その実現に向けて取り組んでいるところです。

この計画の平成 30 年度における取組の状況については以下のとおりです。

担当課評価　　Ａ：計画どおり　　Ｂ：若干遅れ　　Ｃ：大幅遅れ　　Ｄ：終了

「武雄市子ども・子育て支援事業計画」の推進施策ごとの関連主要施策（39 施策）の実施状況について評価を行った結果、平成 30 年度末時点では、「Ａ：計画どおり」が 92.3%、「Ｂ：若干遅れ」の割合が 7.7%となっており、ほとんどが目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。

第１期計画の施策の評価結果

基本目標	主要施策の方向	施策数	評価			
			A	B	C	D
1 子育て世代への多様な支援の充実						
	①子育て支援の充実	4	4			
	②経済的負担の軽減	2	2			
	③相談体制、情報提供の充実	2	2			
2 子育てと就労の両立を支える支援						
	①保育サービスの充実	2	2			
	②放課後児童クラブの充実	2	2			
	③就業環境の整備	2	2			
3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実						
	①児童虐待防止策の充実	2	2			
	②子どもの貧困対策	1	1			
	③障がいのある子どもがいる家庭への支援	2	2			
4 すこやかに生み育てることができる環境づくり						
	①安心して妊娠、出産できる環境の確保	1	1			
	②親子の健康への支援	3	3			
	③食育の推進	1	1			
5 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備						
	①学校における教育環境の整備	6	4	2		
	②子育てを支える地域社会の形成	2	2			
	③家庭の教育力の向上	1	1			
	④思春期の保健対策	2	2			
6 安全で安心なまちづくりの推進						
	①子どもの安全の確保	2	1	1		
	②子育てを支援する生活環境の整備	2	2			
計		39	36	3	0	0
		100.0%	92.3%	7.7%	0.0%	0.0%

第３章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

本計画は、「武雄市子ども・子育て支援事業計画」の第２期の計画であり、第１期計画の取組をさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

基本理念

すべての子どもを
地域で見守る　あんしんきち　たけお

すべての子どもは、かけがえのない存在として、生まれながらにして人権が尊重され、幸せに生きる権利を持っています。

そのために、未来を担うすべての子どもが主人公となるよう、子どもの固有の権利を尊重し、最善の利益がもたらせられるような環境づくりが必要です。

本市では、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合って、安全で安心して子どもを生み育てることができるよう、地域社会全体で、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、気づきを通してさまざまに支援していくことができるまちづくりを目指していくという思いから、「すべての子どもを　地域で見守るあんしんきち　たけお」を基本理念とします。

２．基本的視点

また、基本理念を考える上での基本的視点も、第１期計画を踏襲します。

視点１　未来に向かい、創造する子どもたちを育む

◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる視点
◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

視点２　子どもたちの夢に繋がる可能性を引き出す

◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点

◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

視点3　地域が見守り、支え合って守る子どもたちの安全

◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

3．計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の５つを計画の基本目標として、子育て支援施策を展開します。

基本目標１	すべての子育て世代への多様な支援の充実

保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

基本目標２	特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

児童虐待防止対策の充実、子どもの貧困対策、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童に対して、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標３	すこやかに生み育てることができる環境づくり

妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

基本目標４	子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

豊かな人間性と社会性を向上させて、子どもの生きる力の育成を図るとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

基本目標５	安全で安心して子育てができる地域づくり

子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぎ、子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て支援のネットワークを強化します。また、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

さらに、豪雨災害を踏まえ、教職員等の危機管理意識の醸成と、子どもへの防災教育の充実を図ります。

４．施策の体系

計画の施策体系は、次のとおりです。

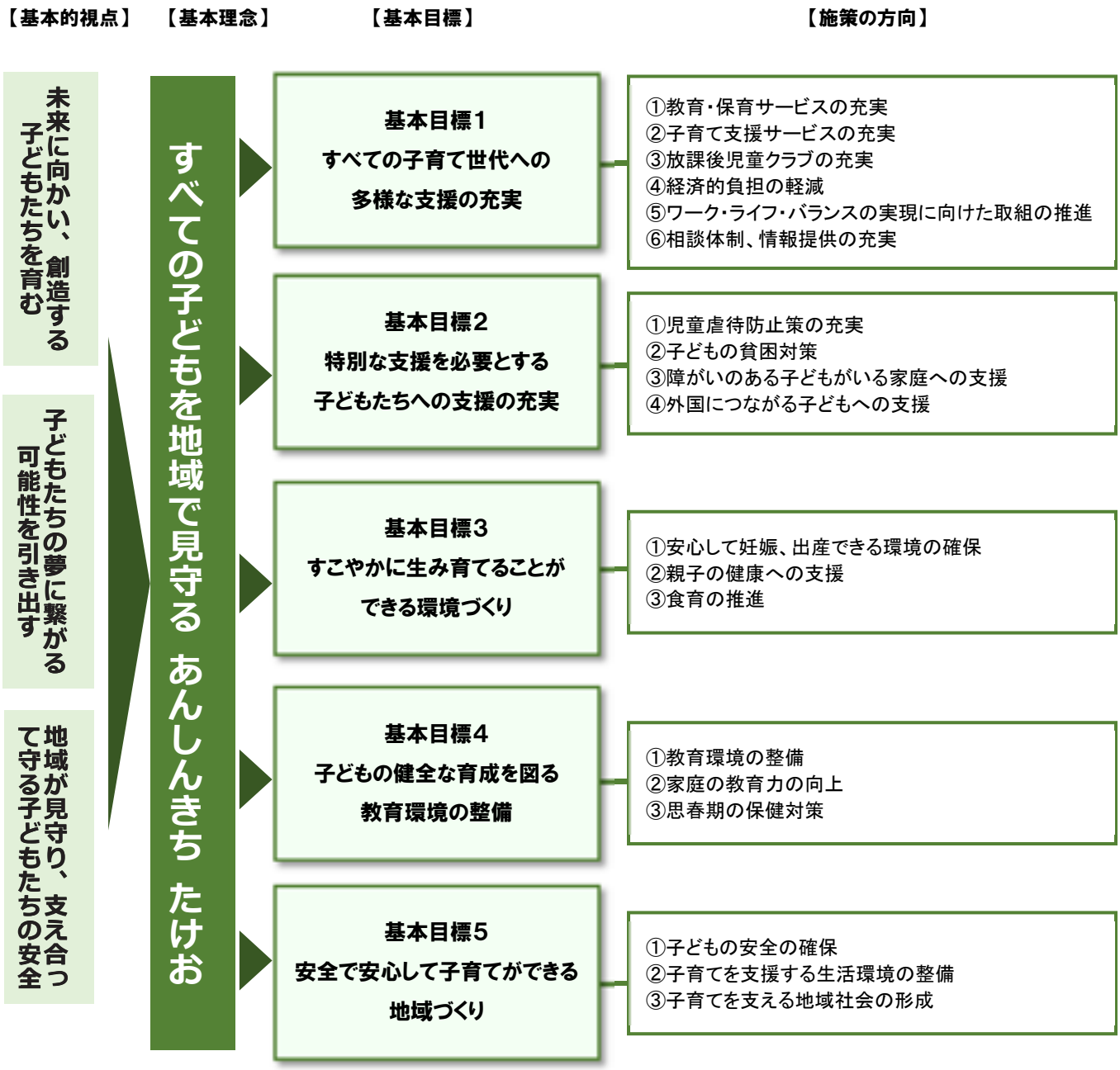

第４章　目標実現のための施策の展開

基本目標１　すべての子育て世代への多様な支援の充実

１．教育・保育サービスの充実

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時保育など保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、希望の施設への入園ができない場合があることや３歳未満児の保育ニーズの高まりへの対策など、実態にあわせた受け皿の確保について検討が必要です。

また、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。特に、病児・病後児保育については、利用促進の広報と、さらに利用しやすい環境づくりに努めます。

２．子育て支援サービスの充実

本市では、各地域において、親子が気軽に集まり、交流や相談できる場として、ひろば活動を行うなど様々な子育て支援事業を実施しています。今後も、武雄市子育て総合支援センターを子育て支援の拠点とし、親子の交流の場や親が成長し、学べる場の提供を行います。また、妊娠時から関わりを持つなど切れ目ない支援を進めるとともに、支援の担い手となる人材育成を目的とした養成講座を充実します。

また、子どもの多様な預かりに対応するファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実に努めます。

武雄市こども図書館においては、“遊び”から“学び”をコンセプトに、各種様々なイベントやワークショップにより子どもの成長を支援し、ブックスタート事業の推進により絵本を通して親子の心の交流を深め、心安らぐ時間を共有してもらうよう支援します。

民生委員児童委員の活動等を通じて、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

３．放課後児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

利用率が年々増加しており、施設整備計画の策定の必要があります。計画の方針は、学校内の余裕教室（特別教室等）利用を基本とし、民間施設も活用しながら利用者ニーズに応えていきます。

また、多様な保護者ニーズに応えられるよう、施設の確保や支援員への研修、特に支援を要する児童への接し方等の研修を充実させるなど、質の向上に努め、魅力ある放課後児童クラブを目指します。

さらに、放課後児童対策として、全地域での放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図ります。

４．経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、少子化対策の一環でもある不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や、多子世帯への支援等の充実に努めます。

５．ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）[7]の実現のため、家庭生活の時間を確保できるよう、職場での働き方の見直しを企業等関係機関と連携して推進するとともに、地域社会全体への意識啓発等の取組を推進します。

また、父親が積極的に育児に参加できるよう、職場をはじめとした社会全体の理解のもと、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

そのため、育児休業制度[8]の取得促進や労働時間の短縮等、仕事と子育てが両立できる働きやすい職場環境づくりに向け、意識の醸成に努めます。

さらに、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する相談支援等を行います。

６．相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、その結果子育てへの不安感・孤立感が増加していることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊婦については、子どもが生まれた後の生活スタイルがまだイメージしにくく、武雄市子育て総合支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に不安感を覚える母親も少なくありません。このような悩みを軽減できるよう、子どもが生まれる前の段階から、武雄市子育て総合支援センター等の子育て支援事業の周知を広めるとともに、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から切れ目のない支援を提供します。

さらに既存のパンフレット等による情報提供のほか、スマートフォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なＰＲを可能にするための手法を検討します。

---

[7] 仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動などに参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方。また、事業者にとっても生産性の向上や優秀な人材確保などにつながり、有益であるとされている。

[8] 労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができる制度。「育児・介護休業法」では、１歳６か月以後も、保育所等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長２歳まで延長できる。

基本目標２　特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

１．児童虐待防止策の充実

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。児童虐待[9]は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、虐待予防、早期発見、早期対応ができる体制のため、武雄市要保護児童対策協議会[10]を中心に関係機関との連携をより強化に図るとともに、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、子どもの視点で考えながら家庭的養育環境形態にしていくように努めます。

２．子どもの貧困対策

子どもの貧困は、そのまま放置すると社会全体の停滞を招く重大な社会問題です。

また、貧困に起因する多様な問題に対応すべく横断的・多面的な施策の検討、実施が課題となっています。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、平成 29 年３月に策定した「武雄市子どもの未来応援計画（武雄市子どもの貧困対策実行計画）」と連携し、貧困の連鎖を断ち切るために必要な施策を長期的かつ継続的に取り組みます。

３．障がいのある子どもがいる家庭への支援

ノーマライゼーションの理念のもと、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりのために、障がい児の健全な発達を支援し、障がい福祉計画に基づく居宅介護、児童発達支援や短期入所等のサービスについて、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

平成 31 年 4 月に設置された発達障がい支援室を中心として、発達障がいを含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図り、庁内及び関係各機関が密に連携しながら様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援に取り組みます。

４．外国につながる子どもへの支援

言葉の壁や生活習慣の違いなど様々な問題に対応するために、日本語指導など学習面での支援に努めます。

---

[9] 保護者（親または親に代わる養育者）によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト（食事を与えない、家に置き去りにするなどの養育の放棄又は怠慢）、身体的虐待、心理的虐待（著しい暴言、無視など）、性的虐待に分類されるが、ほとんどの場合重複して起こっている。

[10] 虐待を受けた児童などに対する支援体制を強化するための設置されており、福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する。

基本目標３　すこやかに生み育てることができる環境づくり

１．安心して妊娠、出産できる環境の確保

子どもを生み、安心してすこやかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付をはじめ、無料受診票の交付等により、妊娠期の健康の保持に努め、子育て世代包括支援センターを中心に若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親に対する支援を行います。

２．親子の健康への支援

母親が安心して子育てができる環境整備やすこやかな子どもの成長のため、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。特に１歳６か月及び３歳６か月児健診について、受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めます。

また、２歳６か月の歯科健診にあわせて、育児相談を行います。

３．食育の推進

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体をつくるだけではなく望ましい生活のリズムの基本であることを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

基本目標４　子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

１．教育環境の整備

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期です。一人ひとりの子どもの可能性や育つ力を認め、尊重しながら「生きる力」の基礎を培うことが小学校以降の教育の充実につながっていきます。

子どもたちの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実を図り、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能の習得に努めます。また、未知の状況にも対応できるような思考力、判断力、表現力の向上に努めます。

さらに、豊かな人間性を育むため、道徳教育やボランティア活動、自然体験・社会体験などの体験活動の充実を図ります。学校・家庭・地域社会・関係諸機関が連携し、不登校やいじめ、問題行動等への対応と相談体制の充実を図ります。

たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着と「食」の大切さの理解や、運動に

親しみ、体を鍛えることを奨める教育を推進します。特別な支援が必要な児童生徒については、日常生活の介助、学習支援などを行う特別支援教育の支援員を配置します。

幼児期から、小中学校までの教育のつながりを充実させるため、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校・中学校の相互の恒常的で双方向的な連携を実施します。

また、官民一体型学校[11]、コミュニティ・スクールの推進をとおして、地域の方や関係機関、施設などとの連携や交流を図りながら、特色ある学校づくりに取り組むとともに、地域に開かれた学校づくりに努めます。

2．家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。

子育ての大変さを感じている保護者へ共感しつつ、基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

3．思春期の保健対策

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すために、発達に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

基本目標５　安全で安心して子育てができる地域づくり

1．子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが重要です。幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因のひとつとなっています。

子どもたちの安全の確保と、子どもを犯罪等から守るために、地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

さらに、幼児期の教育・保育施設や、学校において、各種行事や各教科等を通じて子どもの防災意識の向上を図るための取組を行うとともに、研修等により教職員等の危機管理意識の醸成を図ります。

---

[11] 「官」のシステムに、「民」のノウハウや活力を融合させ、官と民は一緒になって教育のあり方を変え、子どもの生き抜く力を育む教育を行うことを目的とし、武雄市内の小学校 11 校中 10 校で実施している。

２．子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路には、道幅が狭い箇所もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況もあり、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、歩道や交通安全施設の整備等に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や広場等の適切な管理を図ります。

３．子育てを支える地域社会の形成

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなってきている今の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。

そのため、武雄市青少年育成市民会議や武雄市子どもクラブ連絡協議会など関係団体等との連携や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへの様々な体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めるとともに、地域を巻き込んだ官民一体型学校の推進など地域全体で学校を核とした協働活動に取り組みます。

このような事業を通し地域社会全体が、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、気づきを通して様々な支援をしていき、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

第５章　事業計画

１．子ども・子育て支援制度の概要

（１）制度の全体像

子ども・子育て関連３法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

制度における給付・事業の全体像

Ⅰ　子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付
（小学校就学前の子ども対象）

→ 施設型給付
（認定こども園・幼稚園・保育所）

→ 地域型保育給付
（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）

子育てのための施設等利用給付
（未移行の幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用）

子どものための現金給付（児童手当）

Ⅱ　地域子ども・子育て支援事業

１）妊婦健康診査
２）乳児家庭全戸訪問事業
３）利用者支援に関する事業
４）地域子育て支援拠点事業
５）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
６）子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
７）養育支援訪問事業
８）時間外保育事業（延長保育事業）
９）一時預かり保育
10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）
11）実費徴収に係る補足給付を行う事業
12）多様な事業者の参入促進・能力活用事業
13）①放課後児童健全育成事業
②新・放課後子ども総合プランの推進

（２）対象となる施設・事業

①　子どものための教育・保育給付（教育・保育施設）

施設種別	教育・保育給付認定	利用できる保護者	対象となる子ども	内　　容
幼稚園	１号	制限なし	３歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育所	２・３号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者	０歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を行います。 ０～２歳は住民税非課税世帯・３歳以上は利用料無償となります。
認定こども園	１号	制限なし	０歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。０～２歳は住民税非課税世帯・３歳以上は利用料無償となります。
	２・３号	就労・介護などの理由により家庭で保育ができない保護者		

②　地域型保育（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、待機児童の多い０歳児から２歳児を対象とする事業です。地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内　　容
家庭的保育	家庭的保育事業者（保育ママ）がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員５人以下）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員６人から 19 人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもも一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で１対１で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、１対１の保育を行う事業です。

③　子育てのための施設等利用給付

幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	３歳～就学前	月額上限 2.57 万円まで無償化。
特別支援学校の幼稚部	３歳～就学前	３～５歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外（無認可）保育施設	０歳～就学前	保育の必要性があると認定された３～５歳を対象として、月額上限 3.7 万円まで無償化。０～２歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	３歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業	０歳～就学前	保育の必要性があると認定された３～５歳を対象として、上限月額 3.7 万円まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。０～２歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化。

④　地域子ども・子育て支援事業

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり保育」「地域子育て支援拠点事業」など、地域での様々な子育て支援事業を実施します。

（３）保育の必要性の認定

①　認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は６つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	１号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満３歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園部）
	２号認定	満３歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育園部）
	３号認定	満３歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育所 認定こども園（保育園部） 地域型保育事業
施設等利用給付	新１号認定	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月 31 日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）
	新３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月 31 日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どもの内、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

②　保育を必要とする事由

保育所などで保育を希望する場合の保育認定（２号認定、３号認定、新２号認定、新３号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（月 48 時間以上）
- 妊娠、出産
- 疾病、障がい
- 同居または長期入院などをしている親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やＤＶのおそれがあること
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③　保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11 時間以内）
- 「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（８時間以内）

【参考：幼児教育の無償化について】

※幼児教育の無償化の具体的なイメージ

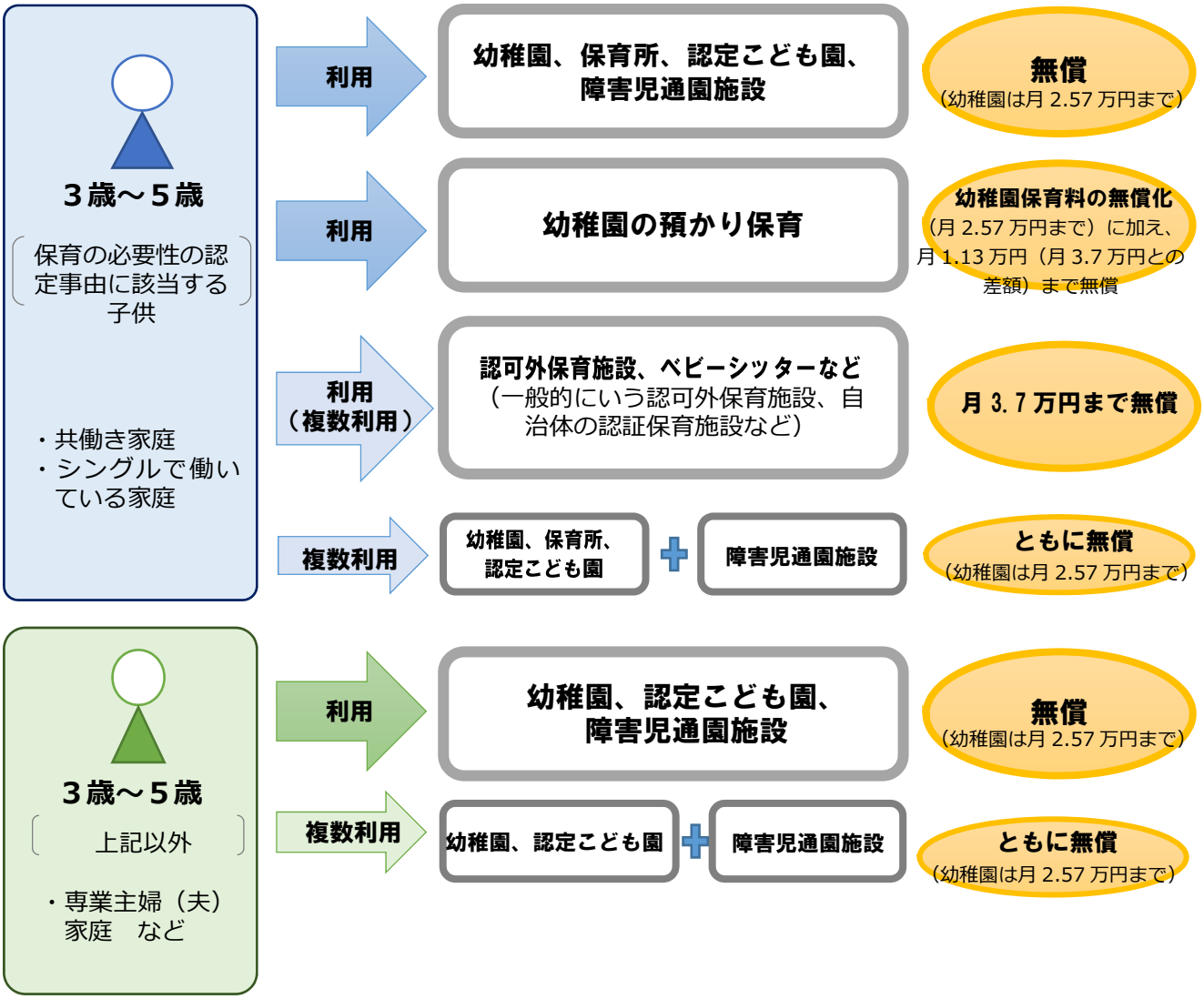

（注１）幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、０歳～２歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月 4.2 万円まで無償。

（注２）上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る（ただし、５年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける）。

2．将来フレーム（将来の子ども人口）

【推計方法】

◇平成 27 年から平成 31 年の住民基本台帳（各年３月末）における性別・年齢１歳階級別の実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇０歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における 15～49 歳の女性人口に女性子ども比を乗ずることで、将来各年における０歳人口を推計

※推計に使用した女性子ども比：平成 27 年から平成 31 年の各年における女性子ども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性子ども比とした。15～49 歳の女性人口と０歳人口との比を女性子ども比として算出

０歳から 11 歳の子ども人口は、微減傾向で推移し、平成 31 年の 5,300 人から令和６年には 200 人程度の減少が想定されます。

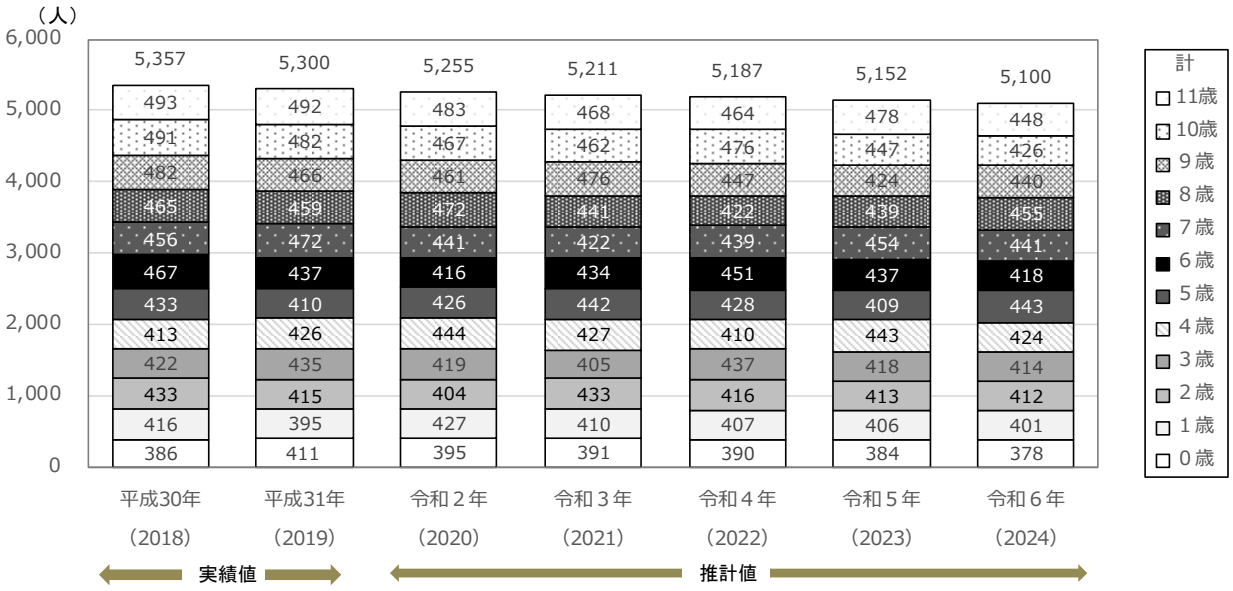

※各年４月１日

		実績値		推計値				
		平成30年（2018）	平成31年（2019）	令和2年（2020）	令和3年（2021）	令和4年（2022）	令和5年（2023）	令和6年（2024）
未就学児	0歳	386	411	395	391	390	384	378
	1歳	416	395	427	410	407	406	401
	2歳	433	415	404	433	416	413	412
	3歳	422	435	419	405	437	418	414
	4歳	413	426	444	427	410	443	424
	5歳	433	410	426	442	428	409	443
	小計	2,503	2,492	2,515	2,508	2,488	2,473	2,472
小学生	6歳	467	437	416	434	451	437	418
	7歳	456	472	441	422	439	454	441
	8歳	465	459	472	441	422	439	455
	9歳	482	466	461	476	447	424	440
	10歳	491	482	467	462	476	447	426
	11歳	493	492	483	468	464	478	448
	小計	2,854	2,808	2,740	2,703	2,699	2,679	2,628
0～11歳　合計		5,357	5,300	5,255	5,211	5,187	5,152	5,100

※各年４月１日

３．教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を定めることとされています。

武雄市の教育・保育提供区域は、以下のように設定します。

【武雄市の教育・保育の提供区域】

① 認定区分（１号、２号、３号）ごとの教育・保育提供区域等、基本となる提供区域は、「市全域」の１区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域は、基本的には「市全域」の１区域とします。ただし、放課後児童クラブについては、基本は「小学校区」とします。

４．教育・保育の量の見込みと確保の内容

市では、就学前の教育・保育施設などの利用にあたり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて利用のための認定を行います。計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、平成 27 年度からの実績を基に、計画策定に係るニーズ調査（平成 30 年度実施）の結果も活用し定めます。

※教育・保育施設の利用について、「どのくらい需要（利用の希望）があるか」という見込みに対し、利用定員の計画値を定めるものです。

【教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期】

「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

【提供体制・確保方策】

就学前児童数は、ほぼ横ばいで推移しますが、母親の就労率の上昇等により保育ニーズは高まることが見込まれます。提供体制の確保にあたっては、既存施設の定員の見直し、認可外保育施設の認可施設への移行を推進するなど、受け皿の拡大に努めます。

（１）１号認定（教育：幼稚園、認定こども園）　（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（利用希望者数）		245	241	241	239	242
②確保の内容（利用定員）		310	295	295	295	295
内訳	特定教育・保育施設	309	294	294	294	294
	確認を受けない幼稚園	1	1	1	1	1
②-①		65	54	54	56	53

※特定教育・保育施設とは市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園（確認を受けない幼稚園）は含まれません。

（２）２号認定（保育：認定こども園・保育所）　（人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（利用希望者数）	979	984	984	982	990
②確保の内容（利用定員）	969	999	999	999	999
②-①	▲ 10	15	15	17	9

（３）３号認定（保育：認定こども園・保育所）

①　１・２歳児　※4 月 1 日時点での見込み数であるため、年間での利用人数は増加します（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（利用希望者数）		558	567	559	564	566
②確保の内容（利用定員）		559	568	568	568	568
内訳	特定教育・保育施設	556	556	556	556	556
	特定地域型保育事業	3	12	12	12	12
②-①		1	1	9	4	2

※特定地域型保育事業とは、市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

②　０歳児　※4月1日時点での見込み数であるため、年間での利用人数は増加します（人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（利用希望者数）		52	55	55	54	54
②確保の内容（利用定員）		141	144	144	144	144
内訳	特定教育・保育施設	138	138	138	138	138
	特定地域型保育事業	3	6	6	6	6
②-①		89	89	89	90	90

５．地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

（１）妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【確保方策】

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	件	402	398	397	391	385
一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 （受診人数×一人あたりの健診回数）	回	5,628	5,572	5,558	5,474	5,390

（２）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【確保方策】

生後２か月頃に保健師が訪問し、産後間もない家庭へ専門的な支援を行うとともに、支援が必要な家庭には助言及びサービス提供に結び付けます。また、生後４か月頃には母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をします。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	件	395	391	390	384	378
②確保方策	件	395	391	390	384	378

（３）利用者支援事業

【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

【確保方策】

妊娠、出産期から子育て中の保護者を対象に、子育てに関する様々な情報の提供や相談を行います。また、必要に応じて関係する支援機関との連携を図ります。

切れ目のないワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）として、武雄市子育て総合支援センターと市役所健康課において総合的な育児支援を効果的に行い、安心して子育てができるよう子育て世代をサポートします。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	母子保健型	箇所	2	2	2	2	2
確保方策	基本型	箇所	1	1	1	1	1
	特定型	箇所	0	0	0	0	0
	母子保健型	箇所	2	2	2	2	2

※基本型とは、子育て家庭にとって身近な場所での相談、情報提供、支援等を行う類型
※特定型とは、子育て家庭等からの保育サービスに関する相談、情報提供、利用の支援等を行う類型
※母子保健型とは、保健師等が妊産婦からの相談、状況の把握を行い、必要な家庭には支援プランを策定し支援を行う類型

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

【確保方策】

武雄市子育て総合支援センターを拠点として、親子のふれあいの場の創出と、いつでも気軽に相談できるような体制づくりや自主的な子育てサークルの活動を支援します。

乳幼児期における子どもの心身のすこやかな発達を促進するため、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもと子育て家庭を支援します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	1,393	1,402	1,378	1,367	1,353
②確保方策	箇所	1	1	1	1	1

（５）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【確保方策】

本事業は、子育てを援助して欲しい人と子育てを応援したい人の相互援助活動であり、地域における子育て力の一層の向上を図るため継続して事業の周知を図ります。子育て中の方がより利用しやすいよう、減額対象者を拡充しています。相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、研修の充実と会員の増加のための周知を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	170	168	168	166	165
②確保方策	人日	170	168	168	166	165
②-①	人日	0	0	0	0	0

（６）子育て短期支援事業

【事業概要】

児童を養育している家庭の保護者が病気や出産、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う事業。

【確保方策】

保護者が病気や出産などにより、一時的に児童の養育が困難になった場合や、緊急一時的利用、経済的に困窮している保護者への対応として、児童養護施設で養育・保護を行います。適切な処遇が確保されるよう支援の充実を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	7	7	7	7	7
②確保方策	人日	7	7	7	7	7
②-①	人日	0	0	0	0	0

（７）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

【確保方策】

養育支援が特に必要な家庭を訪問支援者（保健師、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員）が訪問し、養育能力を向上させるため、相談、指導、助言等を行います。関係機関と連携しながら継続的な支援に取り組みます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実人数）	人	169	167	166	165	164
②確保方策	人	169	167	166	165	164

（８）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

【確保方策】

保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を市内のすべての教育・保育施設で実施しています。今後も現在の提供体制を維持しながら、延べ長時間等について保護者からのニーズに適切に対応していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	497	502	504	507	514
②確保方策	人	497	502	504	507	514
	箇所	16	16	16	16	16
②-①	人	0	0	0	0	0

（９）一時預かり事業

【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童に関し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

①幼稚園における一時預かり

【確保方策】

幼稚園における預かり保育の需要に対応するため、教育時間を超えた保育を市内のすべての幼稚園、認定こども園で実施しています。

今後も現在の提供体制を維持しながら、保護者からのニーズに適切に対応していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	21,125	21,671	22,320	23,130	24,092
③確保方策	人日	21,125	21,671	22,320	23,130	24,092
	箇所	14	13	13	13	13
②-①	人日	0	0	0	0	0

②幼稚園以外における一時預かり

【確保方策】

一時的に家庭での保育が困難となった保護者の保育ニーズに適切に対応するため、量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	2,129	2,148	2,156	2,169	2,194
②確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	人日	2,129	2,148	2,156	2,169	2,194
②-①		人日	0	0	0	0	0

（10）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【事業概要】

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、看護師と保育士が一時的に保育をする事業。

【確保方策】

市内施設のほか嬉野市と江北町の事業を利用しながら、子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズに対応しています。今後も関係機関と連携を図りながら保護者の子育て及び就労の両立を支援していきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	550	700	850	850	850
②確保方策	人日	550	700	850	850	850
	箇所	3	3	3	3	3
②-①	人日	0	0	0	0	0

（11）実費徴収に係る補足給付を行う事業

生活保護世帯を対象に認定こども園、幼稚園、保育所などが保護者から徴収する日用品、文房具などの実費徴収の一部を補助します。また、新制度未移行園を利用する低所得者世帯及び多子世帯を対象に副食費の実費徴収の一部を補助します。

（12）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育ニーズに沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園において特別な支援が必要な子どもを受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

（13）①　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業。

【確保方策】

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、放課後や週末等における子どもの安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ります。

放課後児童クラブの利用率は年々増加しており、活動場所の確保をしていく必要があり、民間団体との連携や民間施設等の活用をさらに推進します。また、特別な配慮を必要とする児童へ適切な対応を行うため、放課後児童支援員に対して専門機関等による研修の必要性もあります。

子ども目線の放課後の過ごし方として、放課後子ども教室と連携しながら居心地のよい魅力ある放課後児童クラブを目指していきます。

小学校区			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
武雄小	①量の見込み	1年生	人	22	24	23	25	22
		2年生	人	19	20	21	21	22
		3年生	人	14	15	15	17	16
		4年生	人	9	10	11	11	12
		5年生	人	15	14	15	16	16
		6年生	人	3	3	2	3	3
		計	人	82	86	87	93	91
	②確保方策	計	人	82	86	87	93	91
御船が丘小	①量の見込み	1年生	人	46	45	56	45	45
		2年生	人	31	34	33	41	33
		3年生	人	46	40	44	42	53
		4年生	人	36	36	31	34	33
		5年生	人	18	16	16	14	16
		6年生	人	7	8	7	7	6
		計	人	184	179	187	183	186
	②確保方策	計	人	184	179	187	183	186
橘小	①量の見込み	1年生	人	10	11	12	15	11
		2年生	人	13	10	11	12	14
		3年生	人	11	12	9	10	11
		4年生	人	3	3	4	3	3
		5年生	人	7	6	7	8	6
		6年生	人	1	2	2	2	2
		計	人	45	44	45	50	47
	②確保方策	計	人	45	44	45	50	47

小学校区			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
朝日小	①量の見込み	1年生	人	37	38	41	49	50
		2年生	人	41	34	35	38	45
		3年生	人	38	35	29	30	32
		4年生	人	13	18	17	14	14
		5年生	人	14	15	20	19	16
		6年生	人	4	3	3	5	4
		計	人	147	143	145	155	161
	②確保方策	計	人	147	143	145	155	161
若木小	①量の見込み	1年生	人	5	14	6	6	5
		2年生	人	9	4	12	5	5
		3年生	人	8	12	6	16	6
		4年生	人	5	5	7	3	9
		5年生	人	6	5	5	7	3
		6年生	人	1	3	2	2	3
		計	人	34	43	38	39	31
	②確保方策	計	人	34	43	38	39	31
武内小	①量の見込み	1年生	人	16	14	11	16	12
		2年生	人	13	15	13	10	15
		3年生	人	14	12	14	12	9
		4年生	人	15	13	11	14	11
		5年生	人	5	9	8	7	8
		6年生	人	8	6	10	9	8
		計	人	71	69	67	68	63
	②確保方策	計	人	71	69	67	68	63
東川登	①量の見込み	1年生	人	11	4	14	12	15
		2年生	人	10	10	4	13	11
		3年生	人	8	9	10	4	12
		4年生	人	13	10	11	12	4
		5年生	人	2	3	2	3	3
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	44	36	41	44	45
	②確保方策	計	人	44	36	41	44	45

小学校区			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
西川登	①量の見込み	1年生	人	4	7	5	7	3
		2年生	人	5	3	5	3	5
		3年生	人	5	6	3	6	4
		4年生	人	10	10	11	5	11
		5年生	人	1	1	1	1	1
		6年生	人	0	0	0	0	0
		計	人	25	27	25	22	24
	②確保方策	計	人	25	27	25	22	24
山内東	①量の見込み	1年生	人	17	20	19	13	18
		2年生	人	6	7	9	8	6
		3年生	人	14	9	12	14	13
		4年生	人	4	4	2	3	4
		5年生	人	3	2	3	2	2
		6年生	人	1	1	1	1	1
		計	人	45	43	46	41	44
	②確保方策	計	人	45	43	46	41	44
山内西	①量の見込み	1年生	人	20	22	22	23	22
		2年生	人	21	22	25	24	25
		3年生	人	14	15	15	18	17
		4年生	人	10	10	10	10	12
		5年生	人	1	1	1	1	1
		6年生	人	7	7	9	8	9
		計	人	73	77	82	84	86
	②確保方策	計	人	73	77	82	84	86
北方	①量の見込み	1年生	人	29	26	30	25	27
		2年生	人	28	29	27	29	26
		3年生	人	25	23	24	22	24
		4年生	人	10	9	8	9	8
		5年生	人	8	8	8	7	7
		6年生	人	6	5	5	5	5
		計	人	106	100	102	97	97
	②確保方策	計	人	106	100	102	97	97

② 新・放課後子ども総合プランの推進

学校施設・公民館等を活用しながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図り、すべての子どもが安全、安心に過ごし、多様な体験・活動ができる放課後対策を推進します。

また、地域学校協働活動の一環として、地域と学校が連携を図り、多様なプログラムを実施し、地域全体で時代を担う人材を育成します。

６．幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

（１）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本市においては、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進してきました。

今後も認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準が整った幼稚園・保育所から、順次、認定こども園への移行を図ります。

（２）教育・保育の質の向上

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どものすこやかな発達を保障することが必要です。

保育教諭、幼稚園教諭、保育士と小学校教諭が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、認定こども園・幼稚園・保育所・小学校等の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教諭が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

７．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

第６章　計画の推進体制

１．関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

２．計画の達成状況の点検・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、本市では、「武雄市子ども・子育て会議」において、年度ごとにＰＤＣＡサイクル【Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施・実行）－Ｃｈｅｃｋ（検証・評価）－Ａｃｔｉｏｎ（改善）】のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

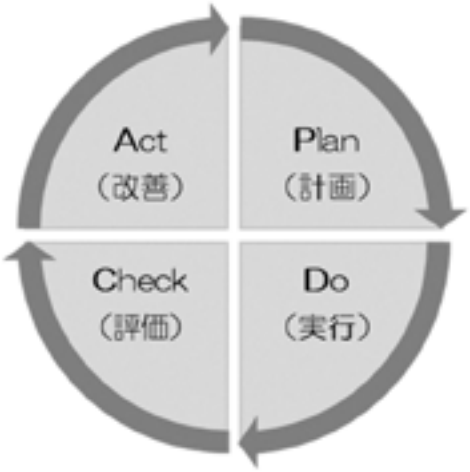

資料編

1．地区別の子ども人口

1. 武雄小学校

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	1,059	1,024	1,033	1,021	1,015	1,016	1,009	1,009	1,000	1,006
0歳	58	45	56	47	58	54	54	54	52	52
1歳	51	54	48	55	46	58	54	54	54	52
2歳	51	48	59	48	52	45	57	53	53	53
3歳	46	47	49	56	49	52	45	57	53	53
4歳	52	50	52	49	55	52	55	47	60	56
5歳	48	48	48	55	51	55	52	55	47	60
6歳	67	51	51	52	54	54	58	55	58	49
7歳	58	67	52	51	51	53	54	58	55	58
8歳	65	61	66	55	49	52	54	55	59	56
9歳	51	63	63	66	54	48	51	55	54	58
10歳	67	51	63	63	66	55	49	52	56	55
11歳	63	65	52	63	64	66	55	49	52	56
12歳	68	63	66	51	65	65	67	56	49	52
13歳	54	68	63	65	51	65	65	67	55	50
14歳	61	52	66	63	65	50	64	64	66	54
15歳	71	58	54	65	61	64	49	63	63	65
16歳	67	67	59	56	66	61	64	50	63	63
17歳	61	66	66	61	58	67	62	65	51	64
就学前	306	292	312	310	311	316	317	320	319	326
小学生	371	358	347	350	338	328	321	324	334	332
低学年	190	179	169	158	154	159	166	168	172	163
高学年	181	179	178	192	184	169	155	156	162	169
中学生	183	183	195	179	181	180	196	187	170	156
高校生	199	191	179	182	185	192	175	178	177	192
児童数の対人口比	17.5%	17.2%	17.3%	17.0%	16.8%	16.7%	16.6%	16.5%	16.3%	16.3%

2. 御船が丘小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	2,055	2,003	1,963	1,982	1,975	1,958	1,949	1,952	1,940	1,944
0歳	118	114	98	105	128	112	111	111	109	107
1歳	106	105	119	109	104	129	113	112	112	110
2歳	109	99	99	119	100	99	123	108	107	107
3歳	123	96	96	102	124	98	97	121	106	105
4歳	111	115	95	106	102	124	99	98	122	107
5歳	129	104	110	92	102	97	118	94	93	117
6歳	108	128	103	110	93	101	96	118	94	93
7歳	98	106	123	108	108	92	100	95	117	93
8歳	122	95	107	124	110	108	92	100	95	117
9歳	97	121	95	110	124	110	108	92	100	95
10歳	108	93	120	97	110	123	109	107	91	99
11歳	95	112	91	121	97	111	124	110	108	92
12歳	115	94	113	93	125	98	113	126	112	110
13歳	121	115	97	116	95	128	100	115	128	115
14歳	128	123	113	101	116	96	130	101	116	129
15歳	132	132	120	114	101	116	97	130	102	116
16歳	117	135	133	122	116	102	118	98	131	103
17歳	118	116	131	133	120	114	101	116	97	129
就学前	696	633	617	633	660	659	661	644	649	653
小学生	628	655	639	670	642	645	629	622	605	589
低学年	328	329	333	342	311	301	288	313	306	303
高学年	300	326	306	328	331	344	341	309	299	286
中学生	364	332	323	310	336	322	343	342	356	354
高校生	367	383	384	369	337	332	316	344	330	348
児童数の対人口比	19.7%	19.4%	19.0%	19.0%	18.8%	18.7%	18.6%	18.6%	18.4%	18.5%

3. 橘小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	373	368	359	372	387	393	394	404	407	415
0歳	14	17	21	14	17	16	16	16	16	16
1歳	21	17	17	25	17	21	19	19	19	19
2歳	27	19	16	21	25	18	21	19	19	19
3歳	27	30	18	21	23	28	20	24	21	21
4歳	24	27	28	20	22	24	29	21	24	21
5歳	25	24	27	29	21	23	25	30	22	25
6歳	20	24	23	29	31	22	24	26	31	23
7歳	20	20	23	23	28	31	22	24	26	31
8歳	26	19	20	23	24	28	31	22	24	26
9歳	16	26	18	20	26	24	28	32	22	24
10歳	18	15	26	18	20	26	24	28	32	22
11歳	17	18	14	27	16	19	25	23	27	31
12歳	21	17	18	14	29	16	19	25	23	27
13歳	17	21	17	18	13	28	16	19	25	23
14歳	17	18	21	16	19	13	28	16	19	25
15歳	20	16	18	21	16	19	13	28	16	19
16歳	20	21	15	18	22	16	19	13	28	16
17歳	23	19	19	15	18	21	15	19	13	27
就学前	138	134	127	130	125	130	130	129	121	121
小学生	117	122	124	140	145	150	154	155	162	157
低学年	66	63	66	75	83	81	77	72	81	80
高学年	51	59	58	65	62	69	77	83	81	77
中学生	55	56	56	48	61	57	63	60	67	75
高校生	63	56	52	54	56	56	47	60	57	62
児童数の対人口比	14.2%	14.1%	14.0%	14.4%	15.1%	15.4%	15.5%	15.9%	16.2%	16.5%

4. 朝日小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	1,192	1,248	1,288	1,263	1,292	1,327	1,342	1,365	1,387	1,408
0歳	46	60	71	62	70	64	66	66	68	70
1歳	59	62	66	67	69	78	71	74	74	77
2歳	79	69	69	66	76	77	86	78	81	81
3歳	67	81	75	64	66	77	78	87	79	82
4歳	57	76	80	66	62	66	77	77	86	78
5歳	57	64	80	78	62	63	67	79	78	88
6歳	78	61	68	79	77	64	65	69	81	81
7歳	82	81	63	65	87	80	66	67	71	83
8歳	54	82	81	62	65	87	79	65	66	70
9歳	70	58	83	82	61	66	89	81	66	68
10歳	69	72	62	83	84	63	68	91	83	68
11歳	66	69	73	61	85	84	63	68	91	83
12歳	83	72	71	73	64	88	87	66	71	95
13歳	59	83	69	72	77	64	88	87	66	71
14歳	71	60	83	70	72	78	64	89	88	66
15歳	56	73	63	80	72	74	80	65	91	90
16歳	66	57	70	63	80	72	74	80	65	91
17歳	73	68	61	70	63	82	74	76	82	66
就学前	365	412	441	403	405	425	445	461	466	476
小学生	419	423	430	432	459	444	430	441	458	453
低学年	214	224	212	206	229	231	210	201	218	234
高学年	205	199	218	226	230	213	220	240	240	219
中学生	213	215	223	215	213	230	239	242	225	232
高校生	195	198	194	213	215	228	228	221	238	247
児童数の対人口比	20.7%	20.9%	21.1%	20.9%	21.2%	21.4%	21.3%	21.3%	21.4%	21.3%

5. 若木小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	260	261	253	244	221	210	213	210	207	206
0歳	20	14	10	6	3	9	9	9	9	8
1歳	9	20	13	11	8	4	11	11	11	11
2歳	16	9	21	12	11	8	4	11	11	11
3歳	9	18	9	19	9	10	8	4	10	10
4歳	9	9	19	9	19	9	10	8	4	10
5歳	15	11	11	18	8	21	9	10	8	4
6歳	10	15	11	13	18	8	22	9	10	8
7歳	12	10	15	12	12	18	8	22	9	10
8歳	13	12	9	16	12	12	18	8	22	9
9歳	14	15	12	10	17	13	13	19	8	23
10歳	14	14	14	12	8	16	12	12	18	8
11歳	13	14	14	13	13	8	17	13	13	19
12歳	12	14	13	14	12	13	8	17	13	13
13歳	21	12	14	13	14	12	13	8	17	13
14歳	23	22	12	14	12	14	12	13	8	18
15歳	15	23	21	9	14	12	13	11	12	8
16歳	16	14	21	22	9	14	12	13	11	12
17歳	19	15	14	21	22	9	14	12	13	11
就学前	78	81	83	75	58	61	51	53	53	54
小学生	76	80	75	76	80	75	90	83	80	77
低学年	35	37	35	41	42	38	48	39	41	27
高学年	41	43	40	35	38	37	42	44	39	50
中学生	56	48	39	41	38	39	33	38	38	44
高校生	50	52	56	52	45	35	39	36	36	31
児童数の対人口比	14.7%	15.0%	14.9%	14.7%	13.7%	13.3%	13.7%	13.7%	13.8%	13.9%

6. 武内小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	397	389	384	376	350	346	353	344	345	343
0歳	14	12	19	12	13	13	13	13	13	13
1歳	18	14	13	20	13	15	15	15	15	15
2歳	20	18	18	15	19	14	16	16	16	16
3歳	19	19	20	18	13	19	14	16	16	16
4歳	25	21	20	22	18	14	20	15	17	17
5歳	16	25	22	20	21	18	14	20	15	17
6歳	21	17	25	22	19	21	18	14	20	15
7歳	26	22	16	26	22	19	22	18	14	20
8歳	21	27	21	16	26	22	19	22	18	14
9歳	22	24	27	21	16	27	23	19	23	18
10歳	14	24	24	26	21	16	27	23	19	23
11歳	26	15	24	23	27	21	16	27	23	19
12歳	12	26	16	23	23	28	21	16	28	23
13歳	24	12	27	16	21	23	28	21	16	28
14歳	32	24	12	27	17	21	24	29	21	16
15歳	24	32	23	12	26	17	20	23	28	22
16歳	33	24	33	23	12	26	17	20	23	28
17歳	30	33	24	34	23	12	26	17	20	23
就学前	112	109	112	107	97	93	92	95	92	94
小学生	130	129	137	134	131	126	125	123	117	109
低学年	68	66	62	64	67	62	59	54	52	49
高学年	62	63	75	70	64	64	66	69	65	60
中学生	68	62	55	66	61	72	73	66	65	67
高校生	87	89	80	69	61	55	63	60	71	73
児童数の対人口比	16.0%	15.8%	15.7%	15.6%	14.9%	14.9%	15.4%	15.2%	15.5%	15.6%

7. 東川登小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	332	318	301	294	283	282	272	261	256	245
0歳	10	14	11	19	7	12	10	10	10	9
1歳	14	9	14	13	19	7	12	10	10	10
2歳	13	13	7	17	13	19	7	12	10	10
3歳	17	15	12	6	17	14	20	7	12	10
4歳	19	15	15	15	6	18	14	19	8	12
5歳	15	21	14	14	15	6	18	15	19	8
6歳	13	15	21	14	15	15	6	19	16	20
7歳	20	14	15	18	14	15	15	6	19	16
8歳	9	20	15	14	18	14	15	16	6	20
9歳	21	10	20	15	14	19	15	16	17	6
10歳	18	22	10	19	15	14	19	15	16	18
11歳	21	19	23	9	18	15	14	19	15	16
12歳	21	22	19	23	9	18	15	14	19	15
13歳	18	21	22	18	23	9	18	15	14	19
14歳	17	17	21	23	18	23	9	18	15	14
15歳	28	18	16	22	24	18	23	9	18	15
16歳	26	27	19	16	22	24	18	23	9	18
17歳	32	26	27	19	16	22	24	18	23	9
就学前	88	87	73	84	77	76	81	73	69	59
小学生	102	100	104	89	94	92	84	91	89	96
低学年	42	49	51	46	47	44	36	41	41	56
高学年	60	51	53	43	47	48	48	50	48	40
中学生	56	60	62	64	50	50	42	47	48	48
高校生	86	71	62	57	62	64	65	50	50	42
児童数の対人口比	14.2%	13.9%	13.4%	13.4%	13.1%	13.3%	13.1%	12.8%	12.8%	12.5%

8. 西川登小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	284	279	272	260	248	248	238	225	216	204
0歳	11	8	12	6	10	9	8	8	7	7
1歳	8	11	7	12	5	10	9	8	8	7
2歳	13	8	13	8	12	5	11	10	9	9
3歳	15	13	8	14	9	13	5	12	11	9
4歳	15	15	14	7	14	9	13	5	12	11
5歳	13	14	14	15	7	14	9	13	5	12
6歳	15	13	13	14	14	7	14	9	13	5
7歳	21	16	13	13	14	14	7	14	9	13
8歳	13	22	16	13	13	14	14	7	14	9
9歳	22	14	22	15	11	13	14	14	7	14
10歳	17	22	14	21	14	11	13	14	14	7
11歳	25	17	22	14	21	14	11	13	14	14
12歳	19	26	17	22	14	21	14	11	13	14
13歳	11	19	25	17	21	14	21	14	11	13
14歳	15	11	19	25	17	21	14	21	14	11
15歳	17	15	11	18	24	17	21	14	21	14
16歳	19	16	15	11	18	24	17	21	14	21
17歳	15	19	17	15	10	18	23	17	20	14
就学前	75	69	68	62	57	60	55	56	52	55
小学生	113	104	100	90	87	73	73	71	71	62
低学年	49	51	42	40	41	35	35	30	36	27
高学年	64	53	58	50	46	38	38	41	35	35
中学生	45	56	61	64	52	56	49	46	38	38
高校生	51	50	43	44	52	59	61	52	55	49
児童数の対人口比	14.4%	14.5%	14.6%	14.2%	13.8%	14.1%	13.7%	13.2%	12.9%	12.4%

9. 山内東小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	786	766	727	728	698	668	649	633	623	607
0歳	44	37	31	40	33	34	34	34	33	32
1歳	35	42	36	29	36	30	31	31	31	30
2歳	35	34	41	39	27	36	30	31	31	31
3歳	37	30	31	41	36	25	33	28	29	29
4歳	44	36	24	32	38	34	23	31	26	27
5歳	47	40	33	24	29	35	32	21	29	24
6歳	44	46	36	37	23	29	35	32	21	29
7歳	48	42	47	35	36	23	29	35	32	21
8歳	47	46	43	47	36	36	23	29	35	32
9歳	40	47	45	43	50	36	36	23	29	35
10歳	35	40	46	46	45	51	36	36	23	29
11歳	42	35	40	48	45	46	51	37	37	23
12歳	44	44	36	42	46	46	47	52	38	38
13歳	53	45	44	36	40	46	46	47	52	38
14歳	49	52	46	44	35	40	46	46	47	52
15歳	46	47	54	45	43	35	40	46	46	47
16歳	56	46	47	54	44	42	35	39	45	45
17歳	40	57	47	46	56	44	42	35	39	45
就学前	242	219	196	205	199	194	183	176	179	173
小学生	256	256	257	256	235	221	210	192	177	169
低学年	139	134	126	119	95	88	87	96	88	82
高学年	117	122	131	137	140	133	123	96	89	87
中学生	146	141	126	122	121	132	139	145	137	128
高校生	142	150	148	145	143	121	117	120	130	137
児童数の対人口比	17.8%	17.6%	17.0%	17.1%	16.7%	16.2%	15.9%	15.7%	15.7%	15.5%

10. 山内西小

	現況					推		計		
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	695	684	708	701	703	702	711	716	727	732
0歳	24	33	30	27	29	28	27	27	26	25
1歳	27	26	36	32	28	31	30	29	29	28
2歳	31	32	31	35	34	32	34	33	32	32
3歳	35	35	35	34	35	36	34	36	35	34
4歳	32	37	37	35	40	38	39	37	38	38
5歳	34	38	40	37	40	44	42	43	41	42
6歳	36	34	44	41	41	42	47	45	46	44
7歳	36	38	38	45	43	44	45	51	48	49
8歳	50	36	38	39	46	43	44	45	51	48
9歳	38	48	39	37	37	45	43	44	45	50
10歳	34	39	50	40	36	37	46	43	44	45
11歳	46	34	39	50	39	36	37	46	43	44
12歳	38	44	37	39	50	39	36	37	47	43
13歳	51	39	45	38	41	52	41	38	38	49
14歳	40	50	40	46	37	41	52	41	38	38
15歳	45	40	49	39	42	35	39	50	40	36
16歳	39	43	39	48	39	41	34	38	49	39
17歳	59	38	41	39	46	38	41	33	37	48
就学前	183	201	209	200	206	209	206	205	201	199
小学生	240	229	248	252	242	247	262	274	277	280
低学年	122	108	120	125	130	129	136	141	145	141
高学年	118	121	128	127	112	118	126	133	132	139
中学生	129	133	122	123	128	132	129	116	123	130
高校生	143	121	129	126	127	114	114	121	126	123
児童数の対人口比	15.7%	15.4%	16.1%	16.1%	16.3%	16.4%	16.6%	16.9%	17.2%	17.5%

11. 北方小

	現況					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
児童数	1,193	1,181	1,124	1,080	1,074	1,026	1,005	969	948	922
0歳	48	51	42	48	43	44	43	42	41	39
1歳	48	48	53	43	50	44	45	44	43	42
2歳	55	49	46	53	46	51	44	45	44	43
3歳	59	55	49	47	54	47	51	45	46	45
4歳	67	60	53	52	50	56	48	52	46	47
5歳	59	65	59	51	54	50	56	48	52	46
6歳	63	61	60	56	52	53	49	55	47	51
7歳	67	64	59	60	57	52	54	49	54	47
8歳	66	67	65	56	60	56	52	53	49	54
9歳	64	68	66	63	56	60	56	52	53	49
10歳	60	64	66	66	63	55	59	55	51	52
11歳	82	60	66	64	67	63	55	59	55	51
12歳	64	79	60	64	64	66	62	54	58	54
13歳	92	64	79	60	65	64	66	62	54	58
14歳	69	93	65	78	61	65	64	66	62	54
15歳	74	68	93	65	78	61	65	64	66	62
16歳	90	74	67	91	63	76	60	64	63	65
17歳	66	91	76	63	91	63	76	60	64	63
就学前	336	328	302	294	297	292	287	276	272	262
小学生	402	384	382	365	355	339	325	323	309	304
低学年	196	192	184	172	169	161	155	157	150	152
高学年	206	192	198	193	186	178	170	166	159	152
中学生	225	236	204	202	190	195	192	182	174	166
高校生	230	233	236	219	232	200	201	188	193	190
児童数の対人口比	15.4%	15.5%	14.9%	14.6%	14.7%	14.2%	14.2%	13.9%	13.8%	13.6%

2．計画の全体像

基本理念
すべての子どもを
地域で見守る あんしんきち たけお
5 安全で安心して子育てができる地域づくり
・『ながら』防犯
・青色回転灯パトロール
・防災研修
・コミュニティスクール推進事業
・交通安全施設の整備
・各公民館等での子育てひろば開催
・家庭、地域、学校等の連携強化
・各種地域行事・発明クラブ
・たけおっ子の主張
・わんぱくスクール
・ジュニアリーダー育成
・子どもクラブ連絡協議会
・各町青少年育成町民会議
4 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備
・育ちあい講座（地域子育て支援拠点事業）
・幼・保・小の連絡会
・官民一体型学校の推進
1 すべての子育て世代への多様な支援の充実
・休日保育　・一時預かり事業
・ファミリーサポートセンター事業
・地域子育て支援事業
・病児・病後児保育事業
・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
・児童手当支給・医療費助成・意識啓発・相談支援
・地域子育て支援拠点事業
・おひさまフェスタ、たけお子どもフェスタ
・利用者支援事業・こども図書館イベント、ワークショップ
3 すこやかに生み育てることができる環境づくり
・妊婦健康診査・乳児家庭全戸訪問事業
・赤ちゃんひろば・健康診査
・育児相談・抱っこボランティア
・子育て短期支援事業・
・食に関する授業の実施・日本語指導
・ブックスタート
2 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実
・相談窓口や相談体制の整備
・養育支援訪問事業

３．武雄市子ども・子育て会議設置要綱

○武雄市子ども・子育て会議設置要綱

平成２５年１０月８日

告示第１５２号

改正　平成２７年７月３０日告示第１１７号

平成２９年３月２３日告示第３３号

（設置）

第１条　子ども・子育て支援に関する事業を総合的かつ計画的に実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を聴取するため、武雄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について意見を述べる。

（１）　子ども・子育て支援事業計画の作成に関すること。

（２）　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第２７条第１項に規定する特定教育・保育施設及び同法第２９条第１項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関して必要な事項

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員１２人以内をもって組織する。

２　委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

（庶務）

第７条　子ども・子育て会議の庶務は、こども教育部こども未来課において処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

１　この告示は、平成２５年１０月８日から施行する。

２　この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第４条第１項の規定にかかわらず、平成２７年３月３１日までとする。

附　則（平成２７年告示第１１７号）

この告示は、平成２７年８月１日から施行する。

附　則（平成２９年告示第３３号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

４．武雄市子ども・子育て会議委員

（順不同･敬称略）

番号	区　分	所　属　・　役　職	氏　名
1	学識経験者	佐賀女子短期大学学長	◎ 田口　香津子
2	学識経験者	佐賀女子短期大学名誉教授	吉牟田 美代子
3	子育て当事者	武雄市連合PTA　母親委員長	大宅　恵利子
4	保育園	武雄市保育部会　会長	○ 安部　明美
5	幼稚園	武雄市私立幼稚園連合会	井口　祐子
6	認可外保育施設	キッズハウス　園長	野口　悦子
7	児童クラブ	武雄市放課後児童クラブ連絡会	小松　利恵
8	地域関係者	武雄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員部会長	山﨑　健彦
9	母子保健関係者	武雄市母子保健推進協議会　理事	山﨑　春美
10	子育てボランティア	子育てサポーター	田代　慶子
11	公募		野田　悠紀子

◎：会長　○：副会長

５．計画の策定の経緯

【平成 30 年度】

<table>
<tr><th>年月日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>平成 30 年
6月 25 日</td><td>★第１回子ども・子育て会議
（１）教育・保育施設の利用定員について
（２）子ども・子育て支援事業の実施状況について
（３）次期計画策定に向けてのスケジュールについて</td></tr>
<tr><td>平成 30 年
10 月 30 日</td><td>★第２回子ども・子育て会議
（１）子ども・子育て支援に関するニーズ調査について</td></tr>
<tr><td>平成 30 年
11 月 22 日
～12 月５日</td><td>子ども・子育て支援に関するニーズ調査実施
●就学前児童アンケート
対象：市内の就学前児童（０～５歳）の保護者
<table>
<tr><td>配布数</td><td>1,840 票</td></tr>
<tr><td>回収数</td><td>1,001 票</td></tr>
<tr><td>回収率</td><td>54.4%</td></tr>
</table>
●小学生アンケート
対象：市内の小学生児童（小学１～４年生）の保護者
<table>
<tr><td>配布数</td><td>1,000 票</td></tr>
<tr><td>回収数</td><td>651 票</td></tr>
<tr><td>回収率</td><td>65.1%</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>平成 31 年
2月 28 日</td><td>★第３回子ども・子育て会議
（１）子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
（２）子ども・子育て支援事業計画について
（３）教育・保育の利用定員について</td></tr>
</table>

【令和元年度】

<table>
<tr><th>年月日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>令和元年
8月 27 日</td><td>★第１回子ども・子育て会議
（１）令和元年度子ども・子育て支援事業実施状況について
（２）子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について</td></tr>
<tr><td>令和元年
12 月 20 日</td><td>★第２回子ども・子育て会議
（１）子ども・子育て支援事業計画（素案）について</td></tr>
<tr><td>令和２年
２月 19 日</td><td>★第３回子ども・子育て会議
（１）子ども・子育て支援事業計画（素案）について
（２）教育・保育施設の利用定員について</td></tr>
<tr><td>令和２年
２月 27 日
～３月 11 日</td><td>パブリックコメント
市のＨＰで公表の他、武雄市役所、武雄市子育て総合支援センター、各町公民館にて閲覧用冊子を配置</td></tr>
</table>

第２期武雄市子ども・子育て支援事業計画

発行：武雄市　こども教育部　こども未来課
〒843-8639　武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10
TEL：0954-23-9215　　FAX：0954-23-7585
http://www.city.takeo.lg.jp/

第２期 武雄市子ども・子育て支援事業計画